

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第5回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

1. 日時

平成14年12月24日(火)13:30～16:45

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],北野聖造,曾我部東子,竹崎博允,龍岡資晃,戸松秀典,中田昭孝,長谷川真理子,長谷川裕子,土方健男,堀越みき子,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎,金井康雄,鹿子木康,小池裕,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹,山崎敏充,山崎恒

4. 議題

(1)準備会及び検討会の報告

(2)協議

1.下級裁判所裁判官指名諮問委員会

2.裁判所運営への国民参加

(3)今後の予定等について

5. 配布資料

[下級裁判所裁判官指名諮問委員会]

(資料)

14. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置に関する規則要綱案

15. 確認事項案

(委員提出資料)

「要綱案に対する修正案」(堀野委員提出)

「資料・情報の提供に関する権限一覧」(宮本委員提出)

[裁判所運営への国民参加]

(資料)

1. 諮問事項

(参考資料)

16. 司法制度改革推進計画要綱抜粋

17. 司法制度改革審議会意見書抜粋

18. 現行の家庭裁判所委員会について

19. 家庭裁判所委員会規則

6. 議事

【遠藤委員長】定刻ですので、第5回の委員会を始めます。

本日は、前回に引き続き、下級裁判所裁判官指名諮問委員会に関するご議論をしていただきたいと思います。

また、後ほど幹事から説明していただく予定でございますが、当委員会に対して、「裁判所の運営について国民の意見等を反映させることを可能とする機関の地方裁判所及び家庭裁判所への設置に関する規則の制定について」最高裁判所から調査・審議を諮問されました。本日は後ほどこの件に関する審議にも入りたいと思いますので、お含みおきいただきたいと思います。

ただ、今日は12月24日で大分押し迫った時期でございますので、できれば3時半前後には会議を終了させていただきたいと思います。どうか議事進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、新しい幹事についてご紹介させていただきます。裁判所の運営に関し国民の意見を反映させることを可能とする機関の地方裁判所及び家庭裁判所への設置に関する規則は、家庭裁判所にも関係する事項でございますので、最高裁判所の山崎家庭局長が新たに幹事に任命されました。

【山崎恒幹事】山崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【遠藤委員長】なお、本日は鶴岡委員がご欠席でございますが、定足数の3分の1を充足していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、前田委員の方から準備会の打合せ結果のご報告をお願いします。

【前田委員】それでは、準備会の打合せ結果についてご報告させていただきます。前回までのご議論を踏まえて、12月6日に一木、金井、小池、野山、明賀各幹事と私の5人で会合を持ちました。また、12月12日には遠藤委員長にもご参加いただきまして、会合を持ちました。これらの結果を踏まえまして、作成いたしましたものが資料14「下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置に関する規則要綱案」及び資料15「確認事項案」でございます。この資料の内容につきましては、小池幹事の方からご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小池幹事】それでは、資料14と15につきまして補足させていただきます。

前回、要綱案をお示しいたしまして、議論いただきましたけれども、その内容についてはおおむねご意見が一致したと思います。ただ、なお表現ぶりを検討すべき点がございましたので、準備会で検討を進めてまいりました。準備会では、前回の議論を踏まえまして、お手元の要綱案、資料14を作成いたしました。アンダーラインが引かれている部分が前回にお示しました要綱案と実質的に異なる点がございます。今回はこの点をご議論いただきたいと存じます。

また、これまで当委員会の審議により確認された事項のうち、最高裁や委員会の運用にかかわる重要な事項、あるいは要綱の言葉の解釈上、留意すべき重要な事項につきまして、確認事項案、これは資料15でございますが、取りまとめたわけでございます。この資料15は規則そのものではございませんが、当委員会でご了解いただければ、要綱とともにこれを参考にいたしまして、今後できます委員会の制度設計、運用に当たってもらうこととしたいと考えている次第でございます。

それでは、要綱案の説明をいたします。アンダーラインを中心に申し上げます。

まず、2の所掌事務と3の委員会の諮問の点でございますが、高等裁判所長官の指名の取扱いにつきましては、この要綱案の2の1.のところアンダーラインがございまして、高等裁判所長官を原則として委員会に諮問することを明らかにするとともに、諮問を要しない場合としてこれまでの議論を受けまして、その要綱案の3の(2)の1.というところで判事を高等裁判所長官に指名する場合を除くことを明らかにしたわけでございます。それから、3の(3)のところでは、最高裁が委員会に対して指名の適否の意見を述べないという点について、要綱に記載することとしたわけでございます。1枚めくっていただきまして、2ページ、5の組織でございます。ここは取りまとめに従いまして、委員会の委員数を11人とすることを明記したわけでございます。

さらに2ページの終わりの10という項目、11ページにかかりますが、(2)のところ前回の要綱案ですと協力依頼の相手方として「その他のもの」としていたわけでございますが、組織、団体だけではなくて個人も含むことを明確にするために、アンダーラインにありますように「団体又は個人」という記載をいたしました。それから、前回必要な協力という内容がはっきりしないというご指摘もございましたので、アンダーラインがあります「資料の提出、説明その他の必要な協力」ということで明確にしたわけござ

ざいます。

それから、同じ3ページの13項でございますが、ここは地域委員会の委員数につきまして、前回のご議論で原則5人ということになりましたが、東京など、管内の希望者が多数いるところでは、もっと多い数にすべきではないかというご意見が出されまして、どのような書きぶりにするかということが準備会の検討にゆだねられたわけでございます。前回のご議論では、その人数が一番多いご意見で10人という線が大方の委員のご意見だったと認識しております。そこで、ここにありますように、必要と認める場合には、10人に達するまでその数を増加することができるという表現にしたわけでございます。

次の14項、これは前回ご指摘を受けまして、地域委員会の地域委員は高裁ブロック内に居住または執務する者であることを明らかにいたしました。

1枚飛びまして、4ページの18項でございます。地域委員会の権限でございますが、ここの(2)「団体又は個人」、「資料の提出」等でございますが、これは先ほど中央の委員会の第10項と同じ趣旨でございます。

19項の庶務でございますが、前回までのこの委員会の議論では、人事担当部署以外の部署でこういった庶務を処理すべきであるというご意見が多ございました。さらに、委員会の中立性、公正性を重視すると独立の事務局を置くべきであるというご意見もあったわけでございます。そこで、準備会では両案併記することも考えたわけでございますが、現実問題として独立の事務局を設けることが困難を伴うと見られることから、要綱案としては人事担当部署でない、最高裁で言いますと総務局、高裁でいきますと総務課が庶務を担当するという案を掲げたわけでございます。

ちょっと先に確認事項の方にお話が飛びますが、確認事項の11項をごらんいただきますと、このような要綱案とすることを前提に、11項に最高裁及び各高等裁判所は、委員会あるいは地域委員会が中立・公正に活動できるように庶務の処理に当たっては適切な配慮をするのが適当であるということを確認事項として入れるという、セットでこういうふうに表示してみた次第でございます。

次に、確認事項について資料15をご説明申し上げます。

これは冒頭申し上げましたように、前回までに当委員会で確認された事項を中心に

記載したものでございます。細かい形で語尾の書き分けについてご説明しますと、何々するものとするというのは要綱案のいわば解釈に関するものでございます。何々が適当であるというものは最高裁、あるいは高等裁判所の運用に関するもの、何々すべきであるとありますのは、委員会あるいは地域委員会の運用に関するものというふうに一応書き分けしてございます。

新たに3点ほどこれまで明示の形で確認されていない事項を記載してございます。

まず、第7項、2枚目でございますが、委員会は地域委員会に対し指名候補者の名簿を提供すべきであると、これは前回のご議論を受けて、このことを確認事項に入れる方が適当であろうということで入れたわけでございます。

それから、10項でございますが、裁判官の独立への配慮という点でございますが、この点は審議会意見にも記載されている留意点でございまして、また当委員会の議論でもこの点に関する発言があったことから、確認事項として記載してはどうかということで盛り込んだ次第でございます。

11項については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

【遠藤委員長】引き続きまして、過日、司法制度改革推進本部の法曹制度検討会におきまして、最高裁判所の方から当委員会の協議状況を説明されたということでございますので、その結果についても合わせて、小池幹事からご報告ください。

【小池幹事】お手元にありますグレーのファイルの法曹制度14と打っているところの資料をごらんいただければと思いますが、12月10日に推進本部の法曹制度検討会で、当委員会で検討している問題が議論されました。お手元の資料に基づきまして、この委員会で前回までに確認をされた事項についてご説明申し上げたわけでありませう。

この説明に対しまして、推進本部の方の検討会で意見交換がされましたが、この中の資料にございますように、当委員会で検討した内容が相当であるというご了解を得たわけでございます。参考までに、その検討会の議事録も資料として用意してございます。

なお、この指名諮問に関する委員会の設置を決める法形式という問題が当委員会と

推進本部の検討会での大きな問題であったわけですが、その点につきましては、検討会の方で規則で規定すべきであるという全員一致の意見でございました。以上、ご報告を終わります。

【遠藤委員長】ただいまの小池幹事の説明、報告について、何かご質問があれば承ります。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、資料14と15を参考に協議を進めたいと思いますが、時間の関係もございしますので、前回までに確認された部分については省略させていただきたいと思います。まず、資料14の要綱案でございしますが、このうち準備会でご検討いただいた部分を一通りご議論いただきました上で、その後で資料15の確認事項案についてご議論いただくことにさせていただきたいと思います。

まず、要綱案2の所掌事務でございしますが、高裁長官の指名についても、この要綱案では原則として諮問の対象に含めるということになっております。これは前回ここでご議論いただいたところから見て、特にご異論はないかと思われます。次いで要綱案3に「委員会への諮問」という項目を新たに設けることにいたしました。ここでは、前回のご議論を踏まえまして、高裁長官の指名につきましては、例外的に諮問を要しない場合、これを新委員会の方にすべて下駄を預けるということではなくて、要綱で一定の限度において明記するというので、その表現方法について準備会で検討していただいたわけでございます。

結果、準備会におきましては、ここにございすとおりの、判事を高等裁判所長官に指名する場合には諮問を要しないということでもとめていただいたわけですが、この点についてご意見を承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

これを裏返しに言えば、例えば実際問題としては余り想定しにくい事柄だろうとは思いますが、例えば弁護士からいきなり高裁長官に就任したいという希望があった場合には、これは裁判官としての適格性について、一度も委員会では審査していないわけですから、この場合には高裁長官への指名について、委員会にかけていただくこととなります。

ただ、判事の場合は判事補から判事へはもちろんでございしますが、判事在任中に1

回、2回、時によっては3回、委員会の審査を受けているはずであり、また、この委員会の機能というものがすぐれて裁判実務に携わる裁判官としての適格性を審査するというにあるのであって、司法行政事務に関する審査という趣旨からは離れるであろうということから、原則高裁長官についても委員会に諮問はするけれども、判事を高裁長官に指名する場合には諮問を要しないという形でまとめさせていただいたわけでございます。よろしゅうございますか。

それでは、原案のとおりこの点は確定させていただきたいと思います。

次に、要綱案の3の(3)でございますが、これは意見を付さないで指名諮問するということで取りまとめさせていただいたわけでございますが、表現としては「付してはならない」といったような強い表現ではない形で要綱案に盛り込んだ方がいいだろうということで確認いただきましたので、このような形でまとめさせていただいたわけでございますが、この点についてはいかがでございましょうか。「最高裁判所は、委員会に対して、指名の適否の意見を述べないものとする」と、この点はよろしゅうございますね。

次いで、要綱案の5でございますが、これは前回のご議論で11人で組織することが望ましいだろうということに落ち着きましたので、このとおりにさせていただきました。この点もよろしゅうございますね。

次に、要綱案の10でございますが、委員会の権限のうち「その他の者」という表現が多少不明確でございましたので、これには団体だけではなく、個人をも含むという趣旨を明確にした方がいいのではないかというご意見が出されましたので、その点を明確にさせていただいたわけです。

それから、「その他の必要な協力」、これについても具体的にどのような協力を依頼することができるのか、明確にした方がいいということでしたので、準備会では「資料の提出、説明その他の必要な協力」と、この点を明確にした書きぶりさせていただいたわけでございます。この点について、何かご意見はございますでしょうか。

【松尾委員】1点というか、審議の進め方といいますか、問題についても配慮しながら、私が申し上げたいことは2点ありまして、これまでの審議で結局中央の委員会に対しては候補者全員の名簿と同時に人事考課表といいますか、最高裁の事務総局から人事に関する資料を中核とした資料が提出されるということになっているわけなんで

すが、問題は人事考課に関連する資料にどんな情報が載っているのかという問題なんです。これは大変その資料が委員会の判断をある意味では左右するような基礎資料になってきますから、大変大事な資料だと私は思っているわけです。当然、それは提出されてしかるべきものというふうに考えています。

一方では、これまでこの委員会に提出された資料11というのがございます。これは裁判官の人事評価制度の検討状況についてという資料、これは既に前回のこの会で資料として紹介されたわけなんです、その資料11の2ページ目をちょっとごらんいただきたいと思います。

(2)の2ということで、ここでは外部からの評価情報についての検討というのがございます。そこでは「適正な人事評価に当たって、多面的、多角的な情報把握の必要性」、
「その一環として、審議会意見の趣旨を踏まえ、裁判所外部からの的確な情報を受け、これを人事評価に考慮することができるようにする方法について検討中」というふうになっています。

これを申し上げたのは、今ご審議いただいている諮問についての委員会に出される中核の資料がこの最高裁の人事評価に当たる関係資料ということでございます。そこに外部からの評価情報がどのように入っていくんだろうかということは、この場における審議で、それを中核の資料として判断していくということの相当性、妥当性といえますか、あるいは十分性といえますか、裁判所外部の評価がどの程度最高裁の資料の中に入っていくのだろうか、その質的な問題、量的な問題、これは大変重要なことになるわけですね。

これまでの審議では、その資料は中央の委員会に出されるということになっておりまして、中央の委員会では、それをもとにまず絞り込みをすることによってどうも議論の内容がなったようでございますので、私は人事考課のあり方、あるいはその結果としてどのように作成され、それが中央の委員会に何が出されるのかということが大変重要なんです。その内容が十分に明らかでない状態で、その人事考課表というものを中核の資料にするこの諮問のあり方、あるいは中央の委員会に対する意見の聴取の仕方、そんなものははっきり決められるんだろうかという疑問を大変持つわけですね。ですから、今日はどうもその要綱案について審議をして、大方ここで決めようとい

う方向でこの審議がなされていると思うんですが、私はそんなに急ぐ必要はないんじゃないかと思うんですね。

最高裁で検討中というこの資料11の外部からの評価情報についてどう取り入れるか、これが最高裁の方針が明らかに骨格、その細部、それから外部の意見を取り入れるシステムをどの程度取り入れるのか、それについて最高裁としてはどういう方法を考えておられるのか、そういったことが明らかにならないと、中核の資料の存在自体が不明確、中がどうもはっきりしないと、それを前提にこの裁判官の諮問、任用についての意見は果たしてできるのだろうか。

つまりそれが明確になって、それがここに出されて、こういうふうな外部意見が入りますと、それについての委員会に対する提供はこの範囲で提供します、あるいはこういうまとめ方をして提供しますと、あるいはそれは最高裁で一度スクリーニングをして意見をつけて出しますとか、いろいろな出し方があると思うんですが、それを明らかにした後で、この要綱案を最終的に確定したらいいんじゃないかなと思いますので、幸い来年にも1回、2回、委員会を持たれるということになっておりますので、最終的なこの要綱案についての判断はそこまで持ち越されたいんじゃないかなと、審議の展開の具合にもよるんですが、まずそういうふうに思います。

それから、2点目は私はこの席に出るに当たって、もう一度これまでの議事録を拝見してきましたけれども、何点かこの段階で最高裁の事務当局に釈明しておきたい点が幾つかあります。

必ずしもここでそれが明らかになるかどうか、よくわからないんですが、そういったこともありますので、どうしても今日決めなければいかんというものでもないと思いますので、最終的な採否は次とかその次ぐらい、春までに決めるような形でどうなんだろう。今日どうしてもこの結論を出さなきゃいかんとなると、先ほど委員長が3時半までに終わりたいと言っていましたから、果たして十分な議論ができるのかどうか、今までについてもかなり時間が切迫していて、必ずしも十分な議論ができてないように、私は議事録を拝見して思いました。そんなこともありますので、議事進行ということで提案ということでございますけれども、今日はできる限りの議論をするということはもちろんですが、最高裁事務総局として裁判官の人事評価制度の今後のありようを検討したと

いうことをまず言うていただく方が先ではないかなというふうに思います。

というも、裁判官の人事評価の在り方に関する研究会というものがあったことについては、既に委員の皆さんはご承知だと思んですが、その報告書が出されております。そこでは外部評価をどう取り入れるかについては、必ずしも前向きになっていないと私は読みました。そんなこともありますので、外部の評価をどういうふうに取り入れるのかということは大変大事なことだと思いますので、まず申し上げておきたいとしたいと思います。

ちなみに、司法制度改革審議会の意見書でも、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させると、これは一番大事なこの制度改革の眼目でございますが、最高裁当局のまず人事評価の中にそれがどう取り入れられるのか、制度としてどういう制度を考えておられるのか、仕組みはどうかということが大変大事だと思いますので、議事進行としてはそんなことを前提に議論するとすれば、必ずしも今日結論を出す必要はないんじゃないかと思います。ほかの委員の方々がどんな議論をするのか。

以上です。

【遠藤委員長】ただいま松尾委員から、議事進行について重要なご提言がございました。要は、新しい委員会に対して、最高裁判所の方から提供される資料の中核となるものは、おそらく人事考課表になるものと思われるが、その人事考課表自体に外部からの評価情報をどの程度取り入れることにするのか、現段階では未だはっきり決まっていないようである。そうだとするならば、今日の委員会でこの要綱案を確定することはやや性急過ぎはしないだろうか。したがって、人事考課のあり方、とりわけ、人事評価についての外部評価の取り入れのあり方などについて、もう少し具体的な姿、形が鮮明になってから、要綱案の確定をしても遅くはないのではないかという趣旨のように思われます。

私どもは前回来申し上げてきたわけでございますが、一応12月24日、今日の委員会では、できれば最終的な取りまとめをさせていただきたいと考えていたわけですが、松尾委員から議事進行についてご提案があった以上、委員の皆さん方から只今のご提案についてのご意見を承りたいと存じます。また、幹事の方から特にご説明があれ

ば、合わせて承りたいと思います。

【山崎敏充幹事】議事進行の点は別といたしまして、裁判官の新しい人事評価制度のあり方についての検討状況について、若干申し述べたいと思います。

前々回のこの委員会でも申し述べましたし、今、松尾委員ご指摘の資料11で明らかにしているところでありますけれども、その中の特に裁判所外部の情報の取り扱いにつきましては、現在検討を進めているところでありますが、この委員会でもいろいろご指摘もございましたし、私どもも人事評価に当たっては裁判所内部の情報にのみ立脚するのではなくて、裁判所外部からの情報にも十分な考慮を払うことが適切な評価を行う上で必要であるという認識を持っておりまして、こうした認識の上に立って、外部からもたらされた的確な情報について、人事評価の基礎にするという方向で検討を進めているところであります。

ただ、裁判官の人事評価は、裁判官に影響するところが非常に大きいものですから、私どもとしては評価の対象となる裁判官の意見も十分に聴取するのがいいだろうという考え方に立ちまして、具体的に申し上げますと、来年1月から2月にかけて意見交換会などを開催いたしまして、そういった意見も吸収して、最終的に制度をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

【前田委員】私は前回休んだので、発言する部分がちょっとずれているところがあるかもしれませんが、起草委員会にも参加させていただいた関係でちょっと発言させていただきたいと思います。私の意識としては、12月24日というのは最終の予備日という設定で運用してまいりまして、その動きの中で、確かに外部評価をいかに入れていくかというところを決めていかないと、やや遺漏があるといえますか、そのご指摘はそのとおりだと思うんですが、要綱案のようなものをつくるときに、大枠を決めていく、そのときには外部評価は入れるというコンセンサスはある。ただ、どのような形でどう入れるかというところまでは決まらない。それはいつの時期にどう決まるかはわからない。そのときに、それをある程度確定しないと要綱案を固められないということでは、私は必ずしもないと考えております。

従来議論、今までの流れを踏まえますと、今日もまたご議論があるかもしれませんが、けれども、外部的な意見をどう入れるか。ただ、あくまでも最高裁が決めるものに対し

での諮問ですので、裁判所の独立を害さない範囲でどうやっていくか、非常に微妙な判断だと思います。それを細かいところまでこの委員会で決めてから前へ進むというのは得策ではなくて、今までも大体ほかのいろいろな規則を決める委員会と比較しても、この委員会では、私はかなりの時間を詰めて議論を積み重ねてきていると感じております。

ですから、個人の意見を言わせていただければ、今日の段階で、この枠で、もちろん外部評価の問題をどう入れるかというご議論をもう一度詰めてというところはあるかもしれませんが、大枠としては考課表だけではなくて、外部的なものも入れるということを入れながら、ここで示された案で、あと確認事項を踏まえて、区切りをつけて前に進んでいきませんかという問題もございますので、今日の段階で自分が出した案ですから、それをかばうみたいな言い方になるのは恐縮なんですけど、前に進むべきであるという個人の意見でございます。

【中田委員】松尾委員ご指摘の人事評価制度は非常に重要な問題であるという認識を私も持っております。以前にこの委員会において、私は外部の意見を取り入れることについては慎重にしてほしいという意見を述べましたが、外部の的確な意見を取り入れることについては、私は賛成です。ただ、裁判官の独立の問題がございますから、慎重にしてほしいということを前に申し上げました。

人事評価制度は大事ですので、検討はしていただかなければいけませんけど、今までの4回の審議で十分に意見は反映されております。毎年裁判官の新任、再任というのは行われていくわけであり、指名過程について透明性を確保すべきという国民からのご指摘を受けておりますので、できるだけ早く委員会を発足させていただきたいと思っております。要綱案については準備会も含め十分検討されておりますので、私は今日結論を出していただくのに十分機は熟していると思っております。

【磯村委員】私も、結論的に、今回で要綱案として取りまとめる時期に十分達しているのではないかと思います。確かに、どういう資料が最高裁判所から出てくるかが非常に重要であるということをご指摘のとおりだと思いますけれども、しかし、仮に提出された資料が十分でないというときに、要綱案の10の(2)で委員会としてどういうことができるかということも含まれていると思っておりますので、そういう形で制度を動かす中で、

どうい資料が必要であるかということもだんだん決まってくるのではないかというように考えております。決まらない間は何もしないということになると、中田委員がおっしゃったように、かえって、透明性確保という手続が遅れるということになりますので、そういう意味で今日の段階でこういう取りまとめをするということは十分可能だというふうに考えております。

【青木委員】手続ということでは必ずしもないんですが、その前提として松尾委員が申されたこととの関連で質問があります。どういう人事評価がされるのかという内容が重要だと思うのですが、資料11の「新たな人事評価制度の内容について」の(1)のところに、「本人の意向を汲み取る適切な方法」というのがありますし、それから次のところで「不服がある場合の適切な手続の設定」という項目があります。

それで、私はこの委員会で数回申し上げたことなんですけれども、これから裁判官の任官を希望される方が幅広く広がっていくことを考えますと、裁判所、あるいは検察庁の方、あるいは弁護士会といった従来型の組織を通じてくみ上げられる意見以外にも、例えば、企業の中で法務を担当されてきたとか、あるいは大学の先生などのレター・オブ・レファレンスといいますが、そういう本人がご自分で宣伝されるという以外にそういうサポーターエビデンスとしての資料というのは非常に重要になるんじゃないか、特に中立的な委員会ですと、そういう資料に重きを置くべきではないかというふうに私は思っておりますので、ここの要綱案は正直なところ、その辺がどの辺までくみ取っていただけるのかということに関して、まだ若干私自身は不安が残るわけなんです。

今、人事評価制度の議論が進んでいるというお話なんですけど、本人の意向をくみ取るということに関して、どの程度議論が進行しているのか、もし伺わせていただければ大変幸いです。

【山崎敏充幹事】新しい人事評価制度について検討すべきポイントはたくさんございまして、その中に今ご指摘のありました本人の意向をくみ取る適切な方法というのも入っております。先ほど申し上げたとおり、これから裁判官の意見などを広く聞きながら、制度を具体的なものにしていきたいと思いますが、今私の方のイメージとしてありますのは、本人から何か申告というところとちょっと大げさかもしれませんが、それぞれの裁

判官の1年間の仕事ぶりについて、自分はこういうことをやったとかいうものを書面で出してもらおうようなことが一つの姿としてあるのではないかと考えております。

【小池幹事】恒常的な人事評価のお話のようですが、これから裁判官に任官したいというふうにいえば申し込みをするというときに、どういう申込書にして、どういう書類をつけるかということが問題になります。そのときに、例えば弁護士からなられる場合には、自分はこういう仕事をしている、あるいは大学でこういう研究をしていると。そのときに、まさにサポートするようなものをつけていくというのは、今後検討していかなければいけないのではないかと思います。ネガティブな情報も必要ですし、ポジティブな情報も必要と、そういうものとして、そういう情報の点は検討していくべきではないかと、内部的にはそういう議論をいたしております。

【松尾委員】山崎幹事にお伺いしたいんですが、外部評価をどういうふうに人事評価に取り入れていくかというのは、今の検討状況はどうなんでしょうか。

【山崎敏充幹事】いろいろな考え方があり得ると思いますが、少なくとも取り入れる窓口をつくらなければいけないというのが一つあるかと思えます。そういった窓口をつくった場合に、おそらく様々な情報が飛び込んでくるんだらうと思えますが、先ほど中田委員がおっしゃられたように、裁判官の独立という大きな問題を考えつつ、的確な情報を取り入れていくという考え方で制度を設計すべきだらうと思っています。その具体的なやり方については、今検討しているという段階でございます。

【松尾委員】それはいつごろまでに検討されるご予定ですか。

【山崎敏充幹事】現在、決まっておりますのは1月、2月段階で裁判官の意見をできるだけ幅広く聞くというところございまして、それを集約した後で制度を組み立てていく段階に入ろうかと思えます。現時点では、その程度でございます。

【松尾委員】前に裁判官の人事評価の在り方に関する研究会を立ち上げて、いろいろ外部の有識者も入れて議論されましたけれども、今回外部の評価を取り入れることについて、研究会みたいなものを立ち上げるご予定ですか。

【山崎敏充幹事】既に今ご指摘の裁判官の人事評価のあり方に関する研究会というものが報告書をまとめておられますので、それをベースにして、その後その報告書に対して寄せられた様々なご意見もありますので、そういうものをくみ上げた上で、我々

の方で考えていきたいという具合に思います。

【遠藤委員長】確認事項の中にも入れてあるわけですが、新しい委員会が立ち上げられた場合に、とにかく実質的な審議ができるように、最高裁判所からできるだけ豊富な資料を提供してもらわなければならないと思います。

ただ、今の段階で具体的にどういう資料を提出すべきか、これを限定することは困難であり、要綱案においても一切これを限定していません。もし仮に、提出すべき資料が具体的に限定されているとするならば、まさに松尾委員のご指摘のように、将来、人事評価の在り方についての外部評価の具体的な取り入れがどのように煮詰められるのかということも横目でにらみながら、要綱案を慎重に確定していくということも必要になるかと思いますが、要綱案は決してそのようなものとはなっていないのですから、必ずしも要綱案確定を先延ばしにする理由とはならないのではないのでしょうか。この点については、最高裁判所の資料提供の側面でもそうだろうと思いますし、中央の委員会と下部の委員会との関係についても、私はそうだろうと思うんですが、まさにこれは試行錯誤といえますか、連係プレーといえますか、現実に提供された資料が不十分であれば、より具体的に分かりやすいものを提供してくれということをお求めればよいのであって、私は、運用上の問題として十分処理しうる問題のように思います。そこで、皆さん方のご賛同を得られるのであれば、是非とも今日の段階でこの要綱だけは確定させる方向でご審議をいただきたいと思うのですが、松尾委員以外の方々の中で、今日確定するのは早過ぎる、次回以降の委員会に持ち越すべきであるというご意見のおありの方がいらっしゃると思えばお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

【堀野委員】延ばすべきだという意見ではなくて、できれば本日できる限りの議論をして確定すべきだと思いますけれども、松尾委員のおっしゃる恒常評価の中での裁判所の人事考課に外部の評価を入れていくとして、そこででき上がる考課表というのもしょせんは私は内部資料だと思うんですね。しょせんはと言うとちょっときついかもしれませんけれども、要するに外部から入ってきた意見を裁判所の評価者、あるいは評価権者がそれを一応本人の弁明を聞いたり、あるいはその他のいろいろな処理をしながら裁判所内部でつくられた資料であるという点においては、基本的には内部資

料だというふうに思います。

この委員会が立ち上がって、委員会が独自に収集する資料、情報、それは委員会自身が直接受けるもの、これは外部資料だろうというふうに思います。したがって、最高裁がつくれるそういった人事考課資料とあわせて、委員会自身が広く資料を集められるような体制にしてほしいという趣旨で、今日確認事項に関する修正案ということで用意させていただいたものがあります。一つは2枚目ですけれども、広く意見を求めることができるという、つまり外から意見が来た場合には、それを積極的に受理しますよという一文と、それから1枚目に戻りますが、その窓口として、独立の事務局はできないにしても、事務局的なものをつくるということによって、委員会自身がきちんと外部資料を得られるような体制をつくっていくことが必要であり、それは今の松尾委員のご疑問に対する一つの回答でもあろうかと思うんですけれども、そういった仕組みをつくる中で、この要綱は本日できればつくり上げた方がいいだろうというふうに思います。

【遠藤委員長】私が先ほどできれば3時半ぐらいまでにと申し上げたのは、それは私の単なる願望にしか過ぎないわけでございますが、今、堀野委員ご指摘のとおり、これは重要な案件でございますので、どんどんご意見を出していただいて、できる限り充実した審議を遂げた上で議事を進行させていただきたいと思います。こういう気持ちにはまったく変わりございませんので、その点は誤解のないように釈明させていただきたいと思いますが、その点はさて置きまして、松尾委員から議事進行についてのご発言があったわけでございますが、できれば当初の予定どおり、今日の委員会において要綱案を確定させていただくという方向で、これから後の審議を進めさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますね。ひとつ松尾委員、その点だけご了承ください。

【松尾委員】私の発言は要するに今後の裁判官の指名についての関係で、改革審議会の意見書にも最高裁判所の諮問を受け、指名されるべき適任者を選任し、その結果を意見として述べる機関を設置すると、そうした際には国民の意思を反映させるということが述べられているわけですから、私は今、委員長がまさにおっしゃったように、外部のそういった意見というのがどういうふうここに反映されてくるのかなというの

がまさに中核で非常に大事なことなものですから、人事考課資料が重要な資料であれば、それにどの程度それが反映されるかも重要ですし、それからまた今日これから委員会の権限のところでも多少議論があるわけですが、それも議論していただいて、またその結果をお考えいただければいいんじゃないかと思います。とりあえず議事進行していただきたいと思います。

【遠藤委員長】それでは、先ほどの私の方からの提案に戻らせていただきまして、要綱案の10項の(2)のところでございますが、先ほども申し上げたように、漠然と必要な協力を依頼することができるということではなく、「団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができるものとする」と、委員会の権限として前回よりは、より明確化した表現ぶりに改めさせていただいたわけですが、いかがでございましょうか。その点についてご意見があれば承りたいと思います。この点はよろしゅうございますね。

次に要綱案の13項、これは前回若干ご議論があったわけでございますが、地域委員会の組織でございます。原則5名とした上、東京管内とか大阪管内などのように規模の大きいところについては、ただし書きを設けまして、「必要と認める場合には、10人に達するまで地域委員の数を増加することができるものとする」というふうに修正をさせていただきました。

ただ、5人となりますと、法曹出身委員がおそらく裁判官1、検察官1、弁護士1、これだけで3になり、その他の学識経験者が2ということが想定されるわけですが、他のブロックについては、すべて同じような比率、割合で委員が選任されるのに、大規模ブロックだけその比率割合が違ってくことは、いかなるものであろうかというご議論が出ましたので、これを確認事項の方に反映させていただいたということでございます。確認事項の9がそれに当たるわけです。確認事項については確認事項で別途後でご議論いただくということでお諮りしているわけでございますが、念のため、この9項では、地域委員会は、5人の地域委員で構成する場合は、法曹三者3人、学識経験者が2人とするのが適当だが、地域委員会の委員数を増加させる場合にも、この構成比を基本とするよう配慮をするのが適当であるとしたことによって、バランスを保たせようと配慮したわけですが、それを含みに置いてご議論をいただければありがたいと

思います。これでよろしいかどうかということについて、ご意見を承りたいと思います。

【戸松委員】この点につきましては、前回私は発言いたしましたので、ちょっと質問ないし確認をさせていただきたいと思いますが、このときに申しましたように、東京とか大阪では、恐らく対象となる裁判官候補者が非常に多いものですから、仕事が大変になるでしょう。そうすると、5人では大変ではないかということで、10人に増やせば仕事の能率が上がるかという、そういうわけではないだろうということで、ちょっと示唆したはずでございます。それは、地域委員5人で組織するということは、5人の組織を東京では2つに分けて、1部会、2部会ということでやる、そういうことが含まれているのかなというふうに読んだのでございますが、それでよろしいんでしょうか。

【小池幹事】そういった点も含めて、こういった規定で対応していったらいかがかということで、ちょっとカバーする面が広い定めにしてはどうかという提案でございます。

【戸松委員】それでよろしいんですけども、10人というまいことをお考えになった、私が今イメージしていることもこれだったら可能だろうという、そういうことでございます。あとは地域委員会の内部で決めればいのかと思います。

【遠藤委員長】前回、この点について、戸松委員と同趣旨のご発言であったのかどうか分かりませんが、長谷川裕子委員からもご発言いただいたようですが、この点はいかがでございましょうか、よろしゅうございますか。

【長谷川裕子委員】よろしゅうございます。

【遠藤委員長】ほかの委員の方々、よろしゅうございますね。

それでは、この点は原案どおり確定させていただきたいと思います。

それでは、次に要綱案の14でございますが、地域委員の任命については、前回確認されましたとおり、これは高裁管轄区域内に居住又は執務する者とするという、こういう項目を入れさせていただいたわけでございますが、これはおそらくご異論ないと思いますが、よろしゅうございますね。

次に、要綱案19の庶務についてでございますが、前回、独自の事務局を設置することが望ましいのではないかというご意見も出たわけでございますが、先ほど小池幹事からもご説明がありましたように、なかなかこういうご時世にこの種の委員会に独自の事務局をつくるということは難しいようでございます。そこで、原案で提示していた

いたとおり、人事担当部署がその庶務を担当することは避けることとし、最高裁で言えば総務局、高裁で言えば総務課においてこれを処理するという案を考えたわけでございます。

この点は先ほどの小池幹事からのご説明にもございましたとおり、確認事項の11項、「最高裁判所及び各高等裁判所は、委員会及び地域委員会が中立・公正に活動することができるように庶務の処理に当たって適切な配慮をすることが適当である」という条項を設けていただきましたので、これとワンセットとしてご意見を承りたいと思います。なお、この点に関しまして、堀野委員から要綱案19の修正案というものが書面に出ておりますので、提案の趣旨についてご説明いただけますか。

【堀野委員】独立の事務局をつくるということについては、私は現在までの審議で大変いい組織が立ち上がりつつあるという、そういう認識を持っているということを前提にしての意見ですけれども、独立の事務局ができないとしても、今度新しくできる諮問委員会は人事に関して、最高裁判所の人事当局とは一定の緊張関係にある組織にならざるを得ないだろうというふうに思うわけです。

つまり最高裁の内部資料のみに基づいて、イエスマンになるという組織ではなくて、ある程度最高裁の内部資料を検討し、そしてまた外部資料なども自ら収集しつつ、自らの判断を下していくという、そういう意味では一定の対立関係とまではいかないにしても、異なった意見を形成する可能性のある組織をつくっていくわけでありまして、その場合、完全な独立性というわけではありませんけれども、諮問対答申という関係において、一定の事実上の独立性が内外に対して事務局の庶務の面においても明らかにされる必要があるのではないかと、こういう発想から、事務局ではないにしても、先例のある簡易裁判所判事選考委員会、ここで大分議論されたことがありますけれども、その庶務を掌る機構がどうなっているかということについては、そこに参考条項として掲げておきましたけれども、幹事と書記という形でその庶務を掌り、あるいは庶務に従事する職員を置くことになっているようであります。

このことについては、今までこの委員会では言及されていなかったと思うんですけれども、こういうことが可能であれば、外から見てわかりやすい庶務体制という意味で、私は中立・公正らしさも表現できるし、そして外からもまた便利であるという、そういう

2つの意味において、こういったものが考えられないかどうか、最高裁側におそらくこれに関する何らかのご意見があたりかと思うんですけれども、それをお聞きして、私自身が納得できれば引っ込みますし、その辺をご説明いただければと思います。

【小池幹事】今ご指摘の点は準備会でも議論した点でございます。これは庶務をどう処理するかというのは、かなりテクニカルなところがありまして、独立の事務局をつくるという案が一つありますが、その対極にあるのが幹事という制度です。業務量が非常に多くて、独立の事務局を置くという場合には、事務局をつくることになりませんが、非常にアドホックな時々開く委員会というときには、そういうものではなくて、幹事という形、この委員会なんかも幹事という形ですが、そういうものが庶務を掌ると。

そういう意味で、今度できます委員会というのは、恒常的な委員会ではありませんけれども、年間何回にわたって開くということでありまして、幹事というところよりはもう少し業務の量が多いということになると。そうだとすると、この幹事という案よりは今ご提案申しあげましたような案の方が、あるセクションが庶務を掌るという形がシステムのこういう庶務を処理する組織のありようとしては適当ではないかということです。

それと、もう一つは公正・中立という観点というのは、もう一つほかのファクターでもって配慮をしていくということに対応できるのではないかということで、こういう案をご提示したと。まさに今ご指摘の点はアイデアとしては、準備会でも十分議論をしたものであるということをご報告したいと存じます。

【堀野委員】どの程度の頻度で開くのか、あるいはどの程度の事務量があるのかということと、それに対してどういうありようが対応するのかというのは、私もこういうものは外から見ていて分かりませんので、その辺はあえて幹事、書記でなければならないとか、そういうことを主張するつもりではないんですけれども、人事課じゃなくて総務課へ移す。何となく内部で形式的に分けたような姑息な感じがしないわけでもないですね。この諮問委員会独自のそれが総務課ということになるのかと思いますけれども、はっきりしたこうあるべきというのはないんですけれども、もう一工夫ないんですかね。

【宮本委員】私は前回事務局を設置するという提案をした者なのですが、その際に小池幹事から、事務局の設置は技術的に難しいというご説明がありまして、どうも私は素人ですので、よく分かりませんでした。

今、委員長が言われたように、今のご時世だからこそ、私は前回お金も要らない、人数も増やさない、そういう形で何か裁判所の内部でそれ自体独自性のあるようなつくり方がないものかということをお願いしたんですけども。

【小池幹事】なかなか私も上手に説明できなくて恐縮なんですけれども、これは2つ問題がありまして、一つは組織としてセクションをどうつくるかという問題と、そこにどうい
う人を当てはめるかと、マンパワーをどうするかという問題は一応別個の問題です。
今の例えば各省庁、あるいは自治体もそうかもしれませんけれども、新しいセクション
をつくるというときには、行政のスリム化をしようということで、おそらくスクラップアンド
ビルドということで、一つスクラップして新しいものをつくと、その仕組み、課長から
ポストを幾らかつuckingいかなければいけませんので、そういうものがどうかという問
題が一つあります。

もう一つ人を当てはめるというのは、前回そういうご指摘もありましたけれども、ある
セクションに業務に応じて兼務をさせるという問題がありますけれども、今回の場合に
は独立の事務局をつくるというときには、例えば下級裁でいきますと、もう一つ独立の
委員会を担当する事務局と、そういう課長をつくるということになりますと、高裁にある
例えば資料課長とか、あるいは総務課長というポストを一つスクラップして、新しい課
長をつくるという事柄がどうしても必要になってくると。その問題が2つ別個にありま
して、前者の方の問題が非常に難しいということをお願いしたわけでございます。

【宮本委員】そこで、私が申し上げたいのは、事務局と言いますけれども、「事務局」、
あるいは「事務局長」という名称なりポストなりをつけた方がいいということ必ずしも
言っているわけではないんです。つまり、堀野委員が出している「幹事」でもいいんで
すけれども、とにかく外から見て、世間の方から見て、ここが諮問委員会の仕事を独
自にやっているんだなということが見える形のものがないか。今、事務量の点から幹
事云々ということをおっしゃいましたけれども、であれば若干の事務量を賄うようなセ
クションのつくり方はないかということなのです。

【宮崎委員】ご参考までに申し上げますけれども、行政の中でいろいろな委員会をこし
らえるときに、独立の事務局をつくる場合が一つございます。まったくつくらないで庶
務はどこそこの何とかの課が処理するというのもございます。真ん中のやり方として、

事務局を置くと書いて、事務局長は行政の関係のある部局のしかるべき審議官とか参事官をもって充てるものとするというふうに法律で事務局を書く場合は法律で、政令で事務局を書く場合は政令で書くという手が実は結構ございまして、だからその場合なら新しくスクラップを出す必要はない話だと思うんです。

ただ、それでも紙代とか何か事務局というと、独立に請求できるだろうみたいな細かい話があるようではあります。ただ今申し上げたように、関係のある他の部局のしかるべき者が占めるものとするというふうにセットで書いてしまえば、努力次第で行政機構の拡大を防ぐということにはなるのではないかと思うので、その点まで含めてどれだけ困難なのか、もう一度聞かせていただければという気はいたします。

【長谷川裕子委員】私も事務局をどうするかというときに、中立で透明性が重要だと、ただしこの時代ですから、新たに別の事務局をつくるというのは予算上大変だとすれば、その事務局が透明で公正だというのがだれから見ても分かるようなものにした方がいいだろうと思っています。

総務課に置くことは、私はいいと思うんですが、今日堀野委員の資料を見ていて、こういうやり方があるんだというふうに気づいたんですが、これはよく見ると、例えば12条の2で「幹事は最高裁判所の裁判所事務官の中から委員長がこれを委嘱する」とか、「幹事は委員長の命を受けて庶務を掌る」となるわけですね。そうすると、職員の命令系統が非常にはっきりしていて、ここがよく見えるんだと思うんです。そういう意味では、単に総務課に置くだけでなく、庶務について、総務局に置いて処理するものとするだけでなく、何かもう一つそこにつけ加えられると、透明性だとか中立性だとかというのが見えてくるのではないかと思いますけれども、そのところは工夫あってもいいのではないかなというのが今日の堀野委員の資料を見て気づいたんですが、検討の余地はないでしょうか。

【小池幹事】今日出てきたものですから、これについてはちょっと差し控えますけれども、幹事というシステム自体は先ほど申し上げましたようなものだろうと。

それから、総務局、あるいは総務課に置くというときも、これははっきり分かる形で書くこととなります。事務分掌規程とかという形で、この委員会に関するものは事務局から離れて、総務局なり総務課のどのセクションがどういうふうに担当するのかというこ

とは、1項目そういう規程、さらには通達というところで書いていくと、それはもちろんオープンにされますので、系列としては別だということがはっきり分かるということはあわせて講じていくことになると思います。

【宮本委員】私は今、小池幹事のおっしゃったことを一歩進めて、先ほど宮崎委員がおっしゃった第3の方法、これを追求するのがいいと思うのです。事務分掌等には書かれても、それはなかなか国民の方からは見えにくいということがあります。看板をかけるとか、表札を出すとかという問題でもないんです。

これも前回申し上げたかもしれませんが、例えば総務局に庶務の担当者を置くとした場合に、総務局長が今おられますけれども、裁判官です。さらに担当者の所属する課の課長が裁判官であるとした場合、総務局長なり担当課長が裁判官を希望して、適否の審査を受けることがあるかもしれない。そうしたときに、適否の審査を受ける方と庶務を担当する部局と何か混同が生じているなというふうに、外から見えるのが望ましくないということなんです。

【遠藤委員長】今、宮崎委員がおっしゃった第3の道を模索するという可能性というか、それはなかなか難しいんでしょうか。私はその道にまったく素人でよく分からないんですが、そういう方法も考えられなくはないというご提示であったようなんですが。

【小池幹事】私もこういう仕事を大分やっておりますけれども、今までそういう形での対応というのは、記憶する限りではございません。

【中山幹事】どうも総務局がやり玉に上がっておりまして、原案でだめだということは、総務局に対して不信感を抱かれているのかなと思いますと、堀野委員からのものは総務局の事務官でよろしいということでもありますから、そんなに信頼を失っているわけでもないんだろうと思います。

要は先ほど宮本委員からもお話がありましたけれども、これを外部にどういう形でどこが分掌するかということをきちんと明確にしなければならない。それは今、小池幹事の方から事務分掌規程ということを申し上げましたけれども、事務総局の分課規程というのもございますし、そういった組織法制をきちんと定めていって、明らかにすることになるろうかと思います。下級裁に対しては、その辺りは通達で示すということになるろうかと思います。

ただ、先ほどコピーの問題を宮崎委員が出されましたけれども、私は修正案を見て、最初にぱっと思いましたが、この仕事だけで超勤をしたときに、一体だれが払うんだろうなということを思っております。私もプロではありませんから、分かりませんが、総務局の仕事ということにしておけば、それは超勤という問題は解決できるということになります。これがまったく組織として別立てであるというような形になったときに、その辺りはどんなふうに考えていかなければならないのか。

そうすると、先ほど紙の問題も出ましたけれども、お金の問題が絡んでくるということになり、その辺りそれなりにまた財政上の手当等々をしなければならぬということになると、またさかのぼって一番最初のなかなか昨今難しいがと、こういうことになるかというふうに思います。

要は中立・公正に行われるというところをきちんと担保し、それを外部に表すということが大事かと思っておりますし、その辺りは人事局と総務局は大きな廊下を挟んで、常に対立関係とは言いませんけれども、時々対峙することもございますし、そこはご信頼いただければというふうに思っております。組織法制の方は別途きちんとしたものをつくっていきたいというふうに思っております。

【青木委員】どうも伺っていますと、何か内部事情みたいなものが先行していて、私のような法曹界外部の人間から見ると非常に分かりにくいところがあるんですね。こういう問題を議論するきっかけになったのは、司法制度改革審議会という審議会で決まったことであります。そうしますと、行政の方が審議して、当然委員の手当てやなんかの予算措置を講じなければいけないでしょうし、また、事務局を中立的につくるということに関して、それはだめだ、裁判所のほかの課長ポストを削れというふうなことを果たして言うレジメマシーがあるのかどうかということを私は考えるわけです。

今の世の中の流れとしては、例えば公正取引委員会なんていうのは大幅に人員が増大されるという動きもございますね。そういう中立的な委員会を強化していくというのが一つの国の動きでもあると思いますし、その点は独立の事務局、どんな小さくてもいいですし、それから実際にはこれは最高裁の総務局の方が出向でそれを担当されるとかということでも結構なんですけれども、その可能性を追求していただくことはできないものなのではないでしょうか。そこは余りまだ交渉とか詰めないままに、今までの慣例で

これは無理だというふうにおっしゃっておられるような印象を受けるんですけども。

【松尾委員】宮崎委員のおっしゃった第3の道というのは、あるんだろうと思うんです。ただ、予算の話とか人の話とか、確かに今、青木委員がおっしゃったように、今大変難しい情勢だと思うんです。日程が厳しい。私は一つはこれを規則でやろうとしているからだと、それもあるのではないかと思うんです。

ですから、こういう大事なことから、骨格の部分については、法律にして国会で論議してもらって、こういう委員会を置こうというふうなことになるれば、まず国会としての意思ですから、三権のうち最高裁がやりたいと、国会でも法律に盛り込んでやるよということならば、行政としても相当な考慮をせざるを得ないということになりますので、法律にすることもこの前のこの議論で規則の方向ということで立ててあったように思うんですけども、ただ私は法律にすること、骨組みは法律を決めた方がいいなというのは、いまだにそういう方向もあるのではないかと考えているんです。法律できちんと決めれば、ますますその存在意義といいますか、予算要求上でも組織要求上でも非常に強力なものとなるということになりますので、そこら辺りをもし議論するのであれば、そういったことをもう一回議論してもいいのかなと、そんな感じもしました。

【前田委員】要綱案をつくった側といいますか、準備会に出ていた側からの発言になってしまう感じがあるんですが、委員会をつくったときというか、組織をつくったときに、それを維持していくには、その仕事量とそれにあわせての予算という感じになると思うんです。準備会で、先ほど幹事を置くには仕事量は多過ぎるといいますか、恒常的にやらなければいけない。逆に言うと、ただ法律という形でつくるか、規則でつくるかはともかくとして、一つの大きな組織体としてやるだけの仕事量といいますか、重みが重いということはもちろんそうなんですけれども、議論をいろいろ実質的なところで伺っていけば、今のシステムの中で総務課の一つの係と呼ぶのか、そこら辺は私もよく分からないんですが、それでこなすのが適当な量であると。

そのときに、結局私はそんなに争いがなくて、要するに中立で国民に向かって内部でお手盛りでやってないんだということが示せるかどうかだと思うんです。それを示すために、身の丈に合わないようなよろいをつくる必要は私はまったくないんだと思います。身の丈に合った着物であるんだけど、ただその着物の柄が違ってますよというの

をどう示すかということなんだと思うんです。

そのときに、私は先ほど宮本委員のご意見は総務局でやる以上、総務局長の審査もするかもしれないから、裁判所の中に置くのはだめだといいますと、この種のシステムというのはみんな私は動かなくなってしまうと思うんです。ある程度信頼していただいて、裁判所の中に置くということの前提で考えたときに、ほかとのバランスからいっても、所掌事務をきちんと書き分けることで、あとは私は形ではなくて、中身の問題になってくると思います。

むしろこの時代に、法律だからといって大きな仕事量の人員をつけるとか予算をつけるというのは事実上無理だと思いますので、このような原案で私は動かしていったら、いかに国民から見て公正さを保って動いているというふうに見えるか、それはこの要綱を踏まえて具体的な案をつくっていく中での仕事だというふうに私は考えております。ですから、この原案で問題はないのではないかとというふうに申し上げたいと思います。

【宮本委員】私は第1回の会議以来、裁判所の職員が兼任でやっていいということは終始言っている。ですから、お金を増やさないし、人も増やさないという前提で考えようと言っているのです。つまり、公正らしさ、あるいは独立の外観を保つためにどうしたらいいかという観点から考えようということであって、裁判所の外に独立したものをつくるべきだということは私は考えてない。その意味では前田委員がおっしゃる前提はそのまま私の前提でもあります。何か工夫がないのかということを行っているだけです。

【遠藤委員長】こういう形で取りまとめをさせていただければありがたいと思います。私は、前回の委員会でも申し上げたような気がするんですが、裁判官には外見上の公正らしさというものが強く求められているのと同じように、この委員会の仕事の特性上、外から見て公正らしさが保たれているということが大変重要なことだと思います。したがって、私は、準備会に対し、何とかして事務局を独立して設けることはできないだろうかと考え、その検討を要請してきたわけです。準備会においても、あれこれ検討していただきましたが、結局、独立した事務局を設けることは難しいという結論になりました。そこで私は、それでは次善の策として、せめて確認事項の中にそれを担保するような条項を設けることはできないだろうかと要望しました。今日お配りした確認

事項の11項がそれでございます。当初準備会がお作りいただいた確認事項には、この11項に相当する条項がまったく入っておりませんでした。この条項は、当初私が考えていた原案とは多少違ってはいますが、実質的には、さほど大きな違いはありません。さらにまた、ごく少数を対象とする簡易裁判所判事選考委員会とこの委員会を同列に論ずることはできないような気がします。ところで今、簡裁判事は、年間1回に限り選考されているようですが、その数は総数何名ぐらいになりますか。

【山崎敏充幹事】大体50名ぐらいだったと思います。これが新任でございまして、いっそや議論になりました再任というのが三、四十名程度かと。

【遠藤委員長】50名前後がそれもほとんど年一度というふうに理解してよろしいんでしょうか。

【山崎敏充幹事】お集まりいただくのは一度です。

【遠藤委員長】そういう規模を対象とする簡易裁判所判事の選考委員会の規則とこれから新しく立ち上げられる委員会、これは修習生から判事補に任官を希望する者もあれば、再任、弁護士任官、あるいは数は少ないかも知れませんが、学者その他からの任官も考えられなくはないわけです。総数年間300名規模で、それも年に一度に集中するんだろうと思いますが、それも一回ぼっきりとは限らない。少なくとも今の体制では、10月と4月に相当数が集中して、その他の時期にもばらばら出てくるのが想定されます。

そういう規模の違い、その他から見ると、幹事体制だけでは十分には処理できないのかなというような感じもいたしますので、先ほど私が冒頭に申し上げましたように、確認事項の11とパラレルで考えていただきたいと思うわけです。もっとも、確認事項の11項がこれでいいのかどうかにつきましては、後ほど確認事項のご審議の際にご意見を承りたいと思いますが、とにかく確認事項の11項のような規定を設けるという前提で、要綱案については原案どおりご承認いただければありがたいと思うんですが、いかがでございましょうか。全員一致というわけにはいかないかもしれませんが、大方の皆さん方のご賛同がいただけるようであれば、要綱案に関する限りは原案どおり確定をさせていただきたいというふうに思いますが。

【宮本委員】今のご発言の趣旨の確認ですけれども、要綱の上では総務局、あるいは

高裁総務課ということとして、確認事項の上では本日提案されているものは動くということですか。

【遠藤委員長】動くか動かないかは、確認事項についてのご議論次第ということになるかと存じます。

【宮本委員】それでしたら、今日のこの場の議論の方向性を確認事項の中に盛り込むという議論をすると承っていいんですか。

【遠藤委員長】議論はもちろん大いにしていきたいと思います。ただ結論がどうなるか、それは分かりません。

【宮廻委員】私もこの事務局の問題は非常に大きい問題だと思いますので、先ほど宮崎委員が言われたようなことがもし可能であれば、本来はその可能性を追求した方がいいのではないかと思います。しかし、先ほどの小池幹事のお話だとちょっと難しいようですが、要綱案と確認事項とが内容的に書き分けられていることはよくわかりますけれども、例えば確認事項の11の趣旨を要綱案の19の中に何らかの形で入れるということではできないのでしょうか。

【小池幹事】要綱案は条文を想定しておりますので、少し難しいかと思われま。要はいろいろご指摘がありますのは、きちんと委員長の指示といえますか、そういうものに従って、その担当者が動くということが重要であると、総務局長よりも委員長の言うことをよく聞きなさいと、こういうことだと思いますが、そういうことはむしろ確認事項という方ならあり得ますが、要綱の方に入れるというのは、おそらく論理的な矛盾を生じてくるので難しいのではないかと考えております。

【遠藤委員長】ということで、繰り返しになってまことに恐縮なんです。細かい表現ぶりとはともかくとして、確認事項11項は残るであろうということを前提として、要綱案をご承認いただくということで、これはあえて決はとりませんけれども、今ご発言いただいた方々、特に修正案を出された方、あるいはそれに賛成される方を除いて、ご賛同いただければ、当委員会の結論としては要綱案の原案どおりということで確定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

大変恐縮ですが、この点についてはこのような形で取りまとめをさせていただきたいと思います。

そうなりますと、要綱案についての主なところは一通りご議論いただいたことになり
ます。

【青木委員】確認なんですけれども、つまらないことで恐縮なんですけど、資料14の1ペ
ージの委員会への諮問の(3)のところに「ものとする」というのが2度繰り返して出て
くるんですけれども、これは何か意味があることなんでしょうか。

【小池幹事】最初の方の「ものとする」というのは条文になったときに「ものとする」まで
入りまして、以降の「ものとする」というのは、ほかの項目にも全部あるんですけれど
も、いわゆる要綱であることを示す符丁でございまして、非常に変なんですけれども、
符丁としてご理解いただければと思います。

【遠藤委員長】これは要綱だからこうなるので、規則になると最後の「ものとする」とい
うのは削られるわけですね。

【松尾委員】今終わったような感じですので、この機会に幹事の方にこれまでの説明
でよく分からない点があるものですから、二、三説明していただければと思います。
前回の議事録の34ページ辺りをごらんいただいて、私と小池幹事とのやりとりなんで
すが、質問する趣旨は司法制度改革審議会の意見書にも、こういう任用についての
機関を設けなさいということと、その機関が十分かつ正確な資料情報に基づいて、実
質的に適任者の選考に関する判断を行えるようにしなさいと、こう書いてあるんです
が、34ページの中央から下のところの小池幹事の説明の中で、下から大体15行目
ぐらいですかね。「小池幹事」と表題があって、「地域委員会の方で各地における情報
に基づき、地方から要請がなくても、この人について問題だということについては、独
自の調査をして、また独自の参考意見を設けると。」こうなっているんですが、ここで
質問なんですけれども、この人について問題だという、この情報はどのように集まると
いうことを想定されているのか、その手段、あるいは情報を集める組織、果たして実
効性あるそういう情報が集まるのかと。つまり委員が5人から10人地域委員会にい
るわけなんですけれども、そのところでこの人について問題だと、つまり中央の委員
会から人事考課表が下におりないわけですから、そのほかの何らかの判断に基づい
て、この人は問題だと地域委員会が考えた場合には、独自の調査をすると、こういう
筋書きの流れになるんですね。

そうすると、この人について問題だというのは、地域委員会の各委員が5人なら5人、これはどうするんですか、どういうのについてそういう情報を集めるのか、手段、集める流れ、組織、果たして実効性のあるような情報収集ができるんでしょうか、そのところはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。この間の概略図みたいのがありましたね。あのときの説明で伺った話です。

【小池幹事】この点はまさに前回は申し上げましたとおり、運用にかかわる問題だと思いますけれども、想定されますものは、例えば法曹三者、あるいは大学とか有識者という方が入ってこられると思いますけれども、そのときにあるAという管内において、そこにいる裁判官、あるいは弁護士任官の人、あるいは検察官で任官される方もあるかもしれませんけれども、そういう方が日ごろの法律家としての活動の中で、適格に問題があるというような情報につきましても、その5人の方がキャッチしているということは、往々にしてあるわけでしょうし、そういう方はそういう仕事をさせていただくときには、日ごろからそういうものについて、ご自分のお仕事の領域の中でキャッチしていくと、そういうものが出てくるということもあるでしょう。

それから、またこういう委員会の方に、これは外から非定型的な形でしょうけれども、情報が寄せられるということも想定されますので、そういった形を一つの契機として、地域の委員会が独自の調査を開始するということは、これは十分あり得るだろうと思っています。いずれにしろ、これは前回は申し上げましたように、運用にかかわる問題、また中央の委員会との関係もどういう形でいわば情報のキャッチボールをしていくかというのも、今後検討していくべき問題ではないかと申し上げました。前回、そういうふうに申し上げまして、趣旨を敷衍させていただきますと、今申し上げましたとおりでございます。

【松尾委員】その次は35ページのこれは山崎幹事の説明、そのところで下から3行目、「地域委員会で、いわば地域の地元の情報を集め、その過程でさらに独自に集めるべき情報を広げていく、そういう活動につながってきて、充実した情報が集められ」と、こういうんですが、裁判官は3年ごとに転勤をしまして、現にその地域の委員会にいる裁判官も例えばそれが名古屋であれば、3年前は北海道にいたかもしれないんですね。その場合、北海道は地域密着と言いますが、北海道における裁

判官の活動というのは、名古屋の地域に密着した法律家である検察官、裁判官、あるいは弁護士というのは、どうやって情報が入るんですか、そのところはどういう想定なのか。

【山崎敏充幹事】先ほど小池幹事が申し上げたのと同じように、こういう情報の集め方というのは、まさに立ち上がった委員会、あるいは地域委員会の運用の問題だろうと思っております。対象となる任官希望者の問題点をキャッチして、それにかかわる情報を集めていくにはいろいろな方法があり得ると思います。今の、ある地域で前の任地の情報が集められるかというご質問については、その地域委員会限りではなかなか難しいことはあると思いますが、地域委員会が自己完結的にやっているわけではなく、中央の委員会が現にあるわけですから、中央の委員会としてそういう問題点をキャッチし、関係の地域委員会にその辺の情報の収集を発注するということはあり得ると思いますし、そのほかにも方法があるだろうと思います。一概にこうでなければいけないというようなことは、なかなか言えないと思いますし、いろいろなやり方を運用の中で考えていただければいいのではないかと思います。

【松尾委員】私は従前から、そういうある意味では委員に検察庁からだれが出るのかというのは、まだはっきりしませんが、かかわる範囲というのは非常に個人的に集められる情報というのは、現実にはそんなにないんですね。ましてや私が例えば名古屋の委員をやっていたとして、その対象になっている裁判官の北海道の活動なんていうのは、耳に入るということはまずない。

だから、そういうことを考えますと、これは運用の問題じゃなくて、私は前回までずっと申し上げてきたそういう情報収集のシステムの問題だと、それをしっかり構築しないと、改革審議会で言っている実質的に適任者の選考に関する判断を行え得るような情報収集、情報を与えて、地域委員会なり中央の委員会で判断しなければいけないという実質的なところで果たして最高裁当局として、本当に実質的にそれでいいんだとお考えなのか、そういうシステム自体が欠けた状態で運用で賄うといっても、会議は踊るじゃありませんけれども、何か説明の言葉だけが踊っていて、余り実効性がうかがえない、つまりぴんと来ないといえますか、私どもで委員を出す以上は実効性のある議論をその委員会、中央なり地方なりでできないとおかしいと思うんですね。

今までのご説明だと、何かそういうたまたま入ってきた外部情報は活用されると、それについて問題があれば、それは確かに名古屋で私がキャッチすれば、北海道に中央を通じてこの人は北海道はどうだったんですかと、こういうことを聞くかもしれない。しかし、それはあくまで個人的な経験の範囲内でとどまっているので、外部のいろいろな意見が広い形で実質的に反映されるという制度を今考えているわけですから、そういう偶然性だとか運用だとかということであまり実現するという話では大変心もとないし、国民の期待に沿うことにはならないというふうに思うんですが、そのところはそれ以上具体的に何かイメージを与えていただければ、それを参考にまた考えてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

【山崎敏充幹事】私が運用と申し上げたのは、もちろん立ち上がった委員会でお考えいただくべき事項ではないかという趣旨で申し上げたわけですし、今度できます下級裁判所の指名諮問委員会で充実した資料、情報に基づいて、実質的な審議をしていただくためにどういう運用をしていけばいいかということは、立ち上がった委員会でお考えいただければいい問題でないかなと思います。

そのときに、今お言葉にありましたたまたま入った情報だけで判断するというのではなくて、できるだけ充実した情報を集められるようなやり方、システムティックなやり方もあると思いますが、そういうものを立ち上がった委員会でお考えいただければと思っております。

【小池幹事】準備会等で議論していましたが、少しご紹介させていただきたいと思うんですが、これは本来2つありまして、一つは先ほど松尾委員からもご指摘がありました特に裁判官の場合、恒常的な人事評価をどうしていくかと、これは山崎幹事から申しあげましたように、外部にも窓を開いて、そういうところの適格な情報は取り入れていこうと、そういったものは中央の委員会でも出てきますし、これは地域の委員会とどういうふうな結びつきをするか分かりませんが、そこで得た情報というものをきちんと一つの契機として動けるようなシステムにしていく必要があると、これはシステムとしては考えております。

もう一つ、委員会のプロパーの問題でございますが、例えば先ほどの例ですと名古屋の地域委員会は名古屋の情報しか分からないというのは、今ご指摘のとおりです

が、名古屋でこれはおかしいというものがひっかかってきたら、それは前任の北海道の方も調べてみなければいけないと、これはどこかひっかかることがあるから、名古屋の地域委員会が、中央の委員会に対して、札幌の方に連絡をとって、そっちでも調査してほしいという一つ引き金を引けば、調査に札幌の方が動き出すと、そういう意味ではシステムとして動くということになります。

先ほど運用と申しましたのは、何も海図もないところで運用ということではなくて、一つこの要綱なり、ここでご議論いただいたところで、システムとしては構築していただくと、そしてまたもう一つ人事評価の恒常的な方は今検討中であると、そういうシステムの運用としてこれから考えていくと、こういうことを申し上げた次第でございます。

【遠藤委員長】ここで10分間休憩をさせていただきます。確認事項についてもいろいろご意見があるかと思いますが、これはこの問題についての最後の大事な委員会でございますから、余り時間を気にしないで、十分ご意見を承りたいと思います。

(休憩)

【遠藤委員長】それでは、議事を再開させていただきたいと思います。

確認事項についてご意見を承るわけでございますが、かねてからの議論により、これだけは確認事項として拾い上げた方がいいだろうと思われる事項については、おおむね全部入れたつもりでございますが、これだけでは例えば不足であるとか、こういう点も確認事項の中に入れるべきではないかとか、あるいは確認事項としてこれは例えば削除、修正した方がいいとか、いろいろご意見があるかと思いますが、これらの点について幅広くご意見を承りたいと思います。もしご異論がなければ、宮本委員の方から確認事項案の修正案が提出されているようですので、この修正案についてご説明願いたいと存じます。

【宮本委員】今日が最後だと思いますので、全体を一応整理し、前回小池幹事がお出しになった資料13の色刷りのイメージ図、これに従ってそれぞれの部門で提供とか依頼とかのやりとりがどのように行われるかを図示してみました。それが「権限一覧」という図であります。

ご説明するまでもないのですが、例えば最高裁から委員会に対して資料の提供があ

る。これは資料13でAと表示されております。この根拠になる規定がどのようにつくられているかを見ますと、確認事項の3に書いてある、このような見方であります。逆の矢印は委員会から最高裁に対してAの資料の依頼があるかもしれない。さらに、最高裁から委員会に対して追加資料の提供、あるいはそれに先立って委員会から最高裁に資料追加の依頼というものが有り得るだろうということであります。委員会と地域委員会の間では、委員会から地域委員会に対して情報の要請、あるいは資料の提供がある、これについては確認事項の7、今、委員長ご説明の名簿の提供が入っている。さらに、委員会から関係機関等に対する協力依頼については、要綱案の10に書いてありますし、地域委員会から関係機関等に対する調査については、確認事項の8に入っているというところです。

そうして見てみますと、根拠規定が欠けているところが幾つかあります。イメージ図の中で最高裁から委員会に対する追加資料、あるいは委員会から最高裁に対する追加資料の依頼、この部分の規定がありません。これが私が提出した「権限一覧」の図の右側の空白になっている部分です。

それから、委員会から地域委員会に対して情報の要請等はあるのですが、地域委員会から委員会に対して資料を依頼するという部分が欠けております。これらの欠けている部分を埋めてみたものがこの次のページの「確認事項案」であります。このような確認事項が必要なのではないかと思います。

1が委員会の部分で、委員会は最高裁判所に対して、指名候補者についての人事評価資料、これは今の図で言いますとAですね。及び必要な追加資料の提供を求めることができる、という確認事項をつくれればこの空白が埋められると思います。

次に、地域委員会については、「地域委員会は委員会に対して指名候補者についての必要な資料の提供を求めることができる」という確認事項をつくれれば、次のブランクのところ埋められるのではないかと思います。これが私の提案であります。

【遠藤委員長】堀野委員からも2枚目に確認事項に関する修正案が2つほど出ていますが、これは堀野委員、後の確認事項7の附加案というのは、宮本委員の2ページの2の「地域委員会は委員会に対して必要な資料の提供を求めることができる」というものと同趣旨のものと同ってよろしいのでしょうか。

【堀野委員】はい、同趣旨なんですけど、実は今日いろいろな議論、松尾委員から出された議論などもいろいろ聞いていまして、別に相談したわけじゃないんですけども、宮本委員の意見にも賛成なんですけど、ここに書いてあるのはまたその趣旨でもあるんですけども、できれば確認事項のところでは委員会は地域委員会に対し、指名候補者の名簿を提供すべきであるということがここでは積極的に読めるわけですけども、同時に地域委員会に対して名簿だけ出せばいいというふうに読めるわけですね。

私は地域委員会というのは、今の裁判官について何の基本資料も持ってないのが前提だというふうに考えるんですけど、この第1次的に名簿を提供するときに、最高裁がこの当事者たちについて持っている第1次的な資料といいますか、要約的な資料といいますか、そういったものを同時に添付して、名簿とともに渡すということがあれば、地域委員会としては非常に仕事がやりやすくなるのではないだろうかというふうに考えるので、私は、この確認事項7の附加案というのについては、このままではなくて、委員会は地域委員会に対し、指名候補者の名簿及び要約された資料をどういう表現になるかわかりませんが、要するにこの人はどういう人だということを分らせるような資料をあわせて最初に提供すべきだというふうに考えるわけです。

そうしないと、地域委員会は先ほど出てましたように、得ることのできる情報は非常に限定されていて、偶発的なものであったり、一過的なものであったり、果たして有意なものかどうか、有意な情報であるかどうかということの判断が非常に難しいだろうと思います。そこで改めて、どういうことだろうかということで、中央の委員会にそれを求めるというよりは、むしろ最初に一定の資料があった方が地域委員会の持つ情報を有為に活用することができるかどうか、その辺の地域委員会の活動のあり方にかかわってくる、地域委員会としてやりやすくなるというふうに考えるので、私はそういうふうなことを提案したいというふうに思っております。

もちろんその後求めに応じて、さらに詳細な資料をとる場合には、それには応じられるようなシステムにしてほしいとは思いますが、余り地域委員会が徹底的に最後まで議論するわけではありませんから、詳細資料まで全部よこせということは、そこまでは必要ないと思いますが、少なくとも自ら得た情報の意味づけ、意味合い等をこ

れは関連させて考えることができるような資料は欲しいと、しかもそれは最初の段階にというふうを考えるわけです。

【遠藤委員長】それから、前段の修正案というか附加案についてもご説明いただけますか。

【堀野委員】当然こういうことは受理されるものだというふうに理解しますので、そこで改めてこういうことを書く必要はないというふうに思います。今、後段の部分について言った方が重要だという認識で、その最初の方の附加案は撤回します。

【遠藤委員長】宮本委員、堀野委員から若干の修正というか、こういう条項を附加してもらえないだろうかというご提案があったんですが、これについてご意見を承ります。

【中田委員】地域委員会が中央の委員会に対し指名候補者について必要な資料の提供を求めることができることの確認をしたいということですが、私はそこまでは反対です。

その理由は、地域委員会が委員会に必要な資料の提供を求めることができるということを殊さらに確認すると、資料の提出を求めることが原則であるかのような印象を与えますし、またひいては地域委員会が第1次的審査を行う機関であるとの印象も与えかねないので、適当ではないと思うからです。

ご指摘の点は中央の委員会と地域委員会との連携の中身に関するものであり、委員会が発足した際の委員会の検討と運用にゆだねるのが適当な問題だと考えます。

地域委員会の基本的な役割は情報の収集という点です。地域委員会の委員は地域の実情に通じていることから、提供される名簿に基づいて、独自に活動を始めることができますと思います。その際、地域委員会がどの候補者について、どのような情報を収集するかについては、中央の委員会とよく連携をとって検討されることになると思います。中には、一定の資料が提供された方が便宜であろうという場合も出てくると思われますが、これも運用にかかわる事柄であると思いますので、あえて確認事項にする必要はないという意見です。

【青木委員】候補者の情報というのは、特に裁判所から人事評価の資料とかなんかが来るということになると、プライベートな情報も含まれることになるとですね。地域委員会がそういう情報にすべてアクセスできるという場合に、例えば守秘義務みたい

なものがないと、何か困った事態が起きないとも限らないんですが、これは確認事項の10の裁判官の独立を侵すおそれのないように十分に配慮すべきであるというようなことで、担保されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【小池幹事】まず、プライベートなことについては、これは中央の委員も地域委員も守秘義務がかかってくると思います。今、裁判の独立を侵すおそれがないようにというのは、特に裁判官からさらに再任する場合に、裁判の中身で裁判官の適否を判断しない、そういうところについて考えなければいけないのではないかとこのところに主眼があると思います。もちろん今ご指摘の点も射程の中に入っていないわけではありませぬけれども、プライバシーのところはおそらく守秘義務というところで担保することになるかと思います。このところはいわば非常勤の国家公務員という形に、中央の委員も地域委員もなられますので、これは当然守秘義務という問題はかぶってくるということで、特にここには盛り込んでございませぬが、当然の前提ということございませぬ。各種の委員会、特に人事関係のものはそういう要請が強いということです。

【磯村委員】先ほどの問題と関連するんですけれども、ここでの情報提供の問題というのは、中央の委員会と各地域委員会との役割分担をどうするかということにかかわってくるんだろうと思います。

今、中田委員もおっしゃいましたように、例えば地裁と高裁というようなイメージで、まず1次審査は地域でやって、それをその上に上げていくというようなイメージですと、あるいは最初の情報というのはすべて地域委員会に回っていないといけないということになるんだろうと思うんですが、私がもともと持っていたイメージというのは、地域密着型の情報と中央の委員会に集まる情報というのは、場合によっては随分違ってくるというものです。前に事務局からご説明いただきましたように、どういう人が任官するかというときに、既に判事補、あるいは判事の方で任地を転々としながら10年目を迎えるというようなパターンもあれば、司法修習を終えて初めて任官するというようなパターン、あるいは地域のある大学に勤めていて、転身を図ろうということで、任官を希望するパターン、あるいはより多く、一定の地域で活躍している弁護士の方が任官を希望するパターンなどが考えられそうです。

最後の2つのパターンについては、まさに地域が最も情報が集まっているものだと思います。

います。司法修習生については、おそらく司法研修所等における成績等が最も重要な評価資料であって、たまたま中央に集まらない、しかしその地域であったような活動実績というのが少し反映されるかもしれない。そういうようなことではないかと思うんです。

そうすると、すべての情報がまず地域委員会におろされなければならないということではなくて、地域の中で必要な情報というのが何かということに適宜判断しながら、中央の委員会にフィードバックしていく、そういうものでいいのではないかというように考えております。

【堀野委員】私は地域委員会が第1次審査権を持つと言っているわけではなくて、地域委員会が収集する情報、あるいは資料といったものが適切なものとして中央に反映するかどうかということが重要だと言っているつもりなんです。転勤がありますから、もしその人についての基礎的な認識、知識がなければ、特に若い方の場合は二、三年の短い期間の中で得られる個別具体的な情報、偶発的、あるいは一過的な情報を過大に評価してみたり、不適切に評価するということがあって、意見を付すことができるというのがありますけれども、そういった情報が中央に流れるというのはできるだけ避けたいと思いますし、それから些細なことであっても、実は本当はその人の性格とか、その人の今までの履歴からすれば、非常に重大な意味を持っている場合もあるけれども、それをとらえ切れなかったりする。そういった情報を適切で正確なものとするものであるために、一定の基礎知識を地域委員会は持つておくべきだろうという意味で、名簿プラス1枚紙でもいいので要約資料はやはり提供されるべきではないかという、そういう趣旨で言っているわけです。第1次審査権を与えると言っている意味ではまったくございません。

【土方委員】実際に地域委員会が審査をされようとするのを想定しますと、必要な情報が欲しいということに必ずなるんだろうと思うんです。ですから、私は今までこの地域委員会が情報提供を求めた場合、ただし全員についてであるかどうかわかりませんが、提供を求めた場合は当然中央の委員会は必要な情報を全部出すものだという想定のもとで、ずっとこの会議に参加させていただいたんですが、そういう意味でここでそれを確認しておかれるということも重要なことかなというふうに感じており

ます。

【宮本委員】私の案についての補足になりますが、先ほどの中田委員のご意見は全体として私は賛成なんですけれども、発想と結論がまるで違うんです。つまり委員会と地域委員会の位置づけを考えて、どういう仕事をさせようかという、そういう発想が先に来ているのではなくて、先ほど説明したように、要綱あるいは確認事項をつくる場合に、指名諮問委員会の役割や構成の上で必要な規定で欠けているところはないかという観点で見直した場合に、例えばこういうところが欠けているということなのです。例えば、これから議論をしていただく資料15の8に、「委員会の求めがない場合にも、指名候補者に関する情報を収集することができる」という規定があって、地域委員会がそういう作業をするのに必要な情報を委員会に求めるということが、資料13のイメージ図の中に出ておりますね。ところが地域委員会から委員会に対して必要な資料を求めようと思っても、その権限の裏づけ規定がないという問題なんです。

イメージ図自体がこれで決まったというものでもないけれども、そのイメージ図の中にある地域委員会から委員会に対する資料依頼等の規定が欠けていれば、確認事項にでも、あるいは要綱でも構いませんけれども、入れておくべきではないかということとです。

【竹崎委員】宮本委員の言われるのはごもっともです。例えば、宮本委員の確認事項(案)の第一項に挙げられた「委員会最高裁判所に対し、指名候補者についての人事評価資料及び必要な追加資料の提供を求めることができる」というのに見合う要綱はないんです。しかし、これは、要綱案の10の(2)の「委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の団体又は個人に対し、資料の提出、説明その他」という表現には入らないのでしょうか。条項としては、まさにこの条項に入ってくる事柄ではないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

【宮本委員】私もそこを考えてみたのですけれども、イメージ図では裁判所と最高裁は別々に書き分けてあるんです。ですから、諮問をし、人事評価資料を出す「最高裁」と、委員会から協力依頼を受けるべき「裁判所」とは別なのではないかと思ったのです。

【竹崎委員】そうだとすると私は読み違えているのかもしれませんが、幹事としては、こ

れは最高裁と「裁判所」とを区別しているということになるわけですか。

【小池幹事】いえ、この「裁判所」は最高裁も含むという趣旨で考えています。

イメージ図については、そこもちょっと議論があって、裁判官会議とすべきでないかという感覚もあったんですけども、くだいですので、「裁判所」という一つの図に示しました。

【竹崎委員】そこが最高裁を含む「裁判所」ということになれば、まさにこの条項の中にこれは入るということになりますね。当然、こういう権限はあってしかるべきだと思うんです。

それから、堀野委員の言われたのも、結局宮本委員の確認事項(案)第2項の「地域委員会は委員会に対して指名候補者についての必要な資料の提供を求めることができる」という包括条項が入れば、ほとんどその中に包含されるのではないかという気がするんですが、そこはいかがでしょうか。

【堀野委員】確認できれば私はいいと思いますけれども、7項の書き方がどうも名簿だけが出てくるみたいで、要するに何のだれそれという名簿だけが来て、地域委員会としては、はてどうするかという、そういったようなことになるのではないかと心配しているのです。

【竹崎委員】まだ動いてもいない指名諮問委員会のことをここで想定しながら、どこからどこへ情報がどう行くべきだということを全部一つ一つの条項の中に記載するというのは、かなり難しい問題があるだろうと思います。そこは今後動いていく中央の委員会と地域委員会、いずれもこれは法律家も入って構成されるわけですから、一番ベストな方法をお考えいただければいいと思います。それが先ほどから幹事が説明している運用という問題になるんだろうと思います。それを全部想定して、一つ一つ条文化しておくよりは、なるべくこういう包括条項で後の実際に立ち上がる指名諮問委員会の方で、合理的な制度設計をいただくというのが一番好ましい姿ではなからうかという気がするんですけども、そうすればこの宮本委員の言われる地域委員会のところの1条項をつくるだけで、全部賄ってしまうのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

【遠藤委員長】今日、宮本委員、堀野委員からメモをいただいたわけですが、特に宮

本委員のメモは、その1ページと前回配られた色つきのイメージ図を突き合わせてみると非常に分かりやすいもののように思われます。確かに、イメージ図はイメージ図にしか過ぎないものでありまして、別に確定したわけではございませんが、これを前提とする以上、確認事項の中でまったく触れられていない部分もいくつかあるようです。

ただ、問題は、これは当然のことだからあえて入れるまでもないだろうという考え方が一つと、それから確かに将来の問題もあるし、疑義のないように明確に入れておいた方がいいだろうという考え方が一つあるんだと思うんです。

そこで、今、竹崎委員のご提案のご趣旨がいま一つわからなかったんですが、こういう意味でございましょうか。宮本委員の確認事項(案)の2、「地域委員会は委員会に対して指名候補者についての必要な資料の提供を求めることができる」ということを念のため確認事項の中に入れておけば、堀野委員が言われたように、もう一步踏み込んだ形で表現しなくとも、運用で十分処理できるのではないかと、こういうご趣旨として伺ってよろしいのでしょうか。

【竹崎委員】平場の運用というのですが、おそらく中央の委員会がつくられたときに、中央の委員会と地域委員会でどうやって運用していきましようかという準則的なものがそこで検討されるんだらうという気がするわけで、そこで一番合理的な制度設計をしていただければいいんだらうと思います。そのときにこういう条項が入っておれば、地方の委員会からそういう資料請求ができるということがこの一般規則制定諮問委員会でも認められているではないか。それを前提とした制度設計をしてくださいということになるでしょう。そうすると、地域の委員会が一番動きやすいような、的外れでない調査ができる、そういう体制が組めるはずで、そのための根拠の条文になり得るだらうということですよ。

【遠藤委員長】このほか、とにかく要綱案自体では、第2項の所掌事務の2.として、委員会自体が情報を収集することができるかとされており、また、確認事項の8には、地域委員会は委員会の求めがない場合にも、指名候補者に関する情報を収集することができるものとされている上、さらにより明確化する意味で地域委員会と中央の委員会との関係においても、宮本委員ご提案のように、必要な資料の提供を求めることが

できることにしておけば、まず疑義はないのではないのでしょうか。

大変ごもっともなご提案のように思われますので、その辺りで堀野委員、宮本委員、まとめさせていただくこととさせていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

【宮本委員】私はもちろんそれで結構です。私の提案の確認事項(案)の1については、竹崎委員がおっしゃったように、要綱案の10項の(2)に言う「裁判所」は最高裁判所も含むという趣旨がこの会議で確認されればそれで結構でございます。

【遠藤委員長】これはイメージ図の書き方では確かに使い分けをしているのかもしれませんが、要綱案を読む限りは「裁判所」とあるわけですから、最高裁判所を除外する趣旨には読めないと私も思いますので、そういう前提で特に堀野委員、より積極的な表現ということのご趣旨はよくわかるんですが、そこら辺りでご了解をいただければと思うんですが。

【堀野委員】私が願っているのは、地域委員会の仕事が信頼性を持つということを望んでいるということだけですから、その辺が運用上、きちんと取り決めがされてなされるようであれば、それはあえて表現しなくてもいいと思います。

【遠藤委員長】ほかの委員の方々も、今私が取りまとめたような形で修正案についての取りまとめにさせていただくことについては、ご異論ございませんでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。次に、確認事項案10項については、極めて当然のことであるし、念のため確認事項として入れておいた方がよろしいかと思いますが、これはご異論ございませんでしょうか。

問題は11項でございますが、先ほど要綱案19項のところの確認事項案11項とペアでお考えいただくという前提でご承認いただきたいということを申し上げたんですが、その表現ぶりを中心としてご意見があれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

【土方委員】私も先ほどの議論ではちょっと時間のむだになるといけないと思って加わらなかったんですが、本来であれば独立した事務局というふうに思っていたんですが、先ほどのご説明を伺いまして、その趣旨から言って、こういうことではいかがかと思うんですが、「中立・公正に活動することができるように」の後に「できる限り適切な

体制を整え」というような文句を入れるということではいけませんでしょうかという提案をさせていただきます。

【遠藤委員長】「できるように」の後で「できる限り適切な体制を整えて」、以下「庶務の処理に当たっては」に続くわけですか。

「適切」という言葉がすぐその後に出てくるんですが、ちょっとその点は気になりますが、庶務の処理に当たって適切な処理をするのが適当であるということの前提として、体制自体もしっかり整えて、その上で当たれと、こういう趣旨でございましょうかね。

【土方委員】先ほど総務局が担当されるにしても、その形としていろいろ考えられる中で最善のものを模索されるというお話だったように思いますので、そういう提案をさせていただきます。

【中山幹事】今、委員長の方から「適切」が2回続くのはどうかという指摘がございましたので、その趣旨を生かしますと、「できる限りこれにふさわしい体制を整える」くらいでいかがかと思います。

【遠藤委員長】まずもって、最高裁や高裁は、中立・公正に活動することができるような、それにふさわしい体制を整えることが前提としてあって、その上で個別具体的な案件についても、こういう方針で処理しなさいよと、念には念を入れて留意を促すというか、その趣旨を表す意味で、中山幹事からご指摘があった「できる限りこれにふさわしい体制を整えて」というご提案があったように思われますが、土方委員、このような表現であればよろしゅうございませうか。

ほかの委員の皆さん方、そういう形で修正するというご異論ございませんでしょうか。

【宮本委員】先ほど来の皆さんのご意見からして、委員会、あるいは地域委員会から庶務に当たる職員に対する、きちんと指示系統といいますか、命令系統をはっきりさせるということが望ましいと思います。ですから、例えば委員会及び地域委員会が「指揮命令」、というのはちょっときつ過ぎますか、試みに「指揮命令に関する体制を明確にする」ということではどうかと思います。

【遠藤委員長】漠然と「これにふさわしい体制を整え」というより、具体的な中身の問題は「指揮命令」というところにあるから、その言葉を挿入したらどうかと、こういうご提案

のようですが、この点はいかがでございましょうか。

【前田委員】ご趣旨は分かるんですが、組織として「指揮命令」ということまで入ってしまうと、ちょっと固くなり過ぎてしまうんですね。今までの議論を踏まえて、先ほど土方委員が出されたそれにふさわしい体制をつくるということまで入ってますので、これで今の議事録も全部表に出るわけですし、私は宮本委員のご趣旨は先ほどの土方委員の案で十分尽くされているのではないかという感じがします。ですからご趣旨は分かりませんが、そこまで入れてしまうと案がちょっと固くなり過ぎてしまってまとまらなくなると思うんです。

【戸松委員】私も宮本委員のおっしゃることはそのとおりだと思うんですけども、先ほどからの議論で一つこの点で重要なのは、でき上がる中央委員会、地域委員会がどれだけきちんと中立・公正、独立に活動できるかということで、それは構成する委員にかかっていると思うんですが、それがきちんとしていけば、事務局に対していろいろな要求をして対応してもらおうということになるのではないかと思います。ですから、どう書こうとも、結局はでき上がる委員会がどのようにきちんと活動できるにかかっているのではないかと、それがうまくいけば、ご心配になっているところは十分解消できるのではないかと気がしております、何か書いたから、これで変わるのではないという気がしてならないんです。

それに伴って、全体について、この確認事項というのは一体どういう性格なのかということを確認しておきたていんですが、一つは明らかに規則要綱案が規則になりますよね。その規則の解釈基準というものになるということは確かではありますが、もう一つはでき上がる中央の委員会と地域委員会が運営にかかる規則をつくるはずだと思いますね。その際に参考となる事項というものの性格になるかと思います。そうなりますと、なるべく独立、中立・公正に活動できるということをいろいろ議論していただいて、運用の規則をつくっていただくのがいいと思います。ですから、余り細かく縛らないで、裁量はある程度認めながらという、こういう確認事項にとどめておく必要があるのではないかと、そういう感じがしています。

【遠藤委員長】私も基本的には、今、戸松委員がおっしゃったように、確認事項でございますので、余りがんじがらめに縛るということはいかがかなと思います。ただ、確か

に、今、土方委員ご指摘のように、しっかりした体制を整えた上で、かつ厳正中立、公正に庶務の処理に当たって配慮せよと、こういうことが大事だろうと思うので、今のご提案をきっかけとして、できる限りこれにふさわしい体制を整え、この庶務の処理に当たって適切な配慮をするということが明確化されれば、確認事項としては必要かつ十分かなという感じがしますので、宮本委員、いかがでしょうか、こういう修正、「これにふさわしい体制を整え」ということを入れるにとどめて、ご了解いただくわけにはまいらないでしょうか。

【宮本委員】「これにふさわしい」というのをもう少し具体的にしたいですね。「指揮命令」というのはなるほど、前田委員おっしゃるように、表現として固いですがけれども、もう少し柔らかな表現があるとすれば.....。

【遠藤委員長】私も「指揮命令」は固いような感じはしますね。あえてそれにかわる言葉といえば、「指示、処理に関する体制を云々」という辺りの表現でしょうか。

【宮崎委員】極端に違うんですけども、「最高裁判所及び各高等裁判所は、委員会及び地域委員会が中立・公正に活動することができるように、」の後に、「庶務の処理に当たって適切な配慮をする」とともに、と書いて、その後に「運用を開始した後においても、その事務量等を勘案し、所要の体制の整備について検討されるのが適当である」というふうなことにすると。

つまり今話が2つありまして、先ほどは事務局を置くのができないかという話があったんですが、それは発足に当たっては置くか置かないか決めるしかなくて、なかなか困難だということで、要綱案としては置かないということになったので、確認事項の中にそれと違うことを書くのはなかなか難しいというお話だったのですけれども、私が思いますに、ここはちょっと役人的な話で、そんなのはいいよというのであれば別にこだわらないんですが、例えば財務当局であるとか総務省などが一体どのぐらいの事務量があるか分からないのに、初めからそんなに事務局体制とか大きなことを言われても困るよというふうに役人的に対応していることが大いにあり得るわけなのでございまして、実際にこの委員会や地域委員会が動き出して、非常に活発に活動なさって実績が上がってくれば、もう一度再チャレンジするという話はよくある話でございまして、そういうことを含みに置くことがいいんじゃないかという委員の方がそれなりにいらっし

ゃれば、今みたいなことを書く手があるだろうと。

それで、先ほど指揮命令、指揮監督についての話は別な話なんですけれども、そこは余りぎらぎらすることはどうかというご意見に何となく私も共感をいたします。

【遠藤委員長】今のご提案は具体的な事務処理といえますか、庶務処理に当たって適切な配慮をすることを明記するほか、今後の体制整備を考え、動き出した後の委員会の規模、内容いかんによって財務当局に交渉して、事務局の整備に当たることができるようにしておく余地を残しながら、いわば2段ばねで11項を考えたらどうかという違った角度からの貴重なご提言があったわけですが、いかがでしょうか。

【堀野委員】ご意見は非常に適切なご意見だと思うんです。状況を見ながら、事務局をどうしていくかということを考えるということ、それが入れられたらいいと思います。それが一つ。

それから、もう一つは指揮命令という言葉はぎらぎらし過ぎだと思しますので、そうではなく、委員会が中立・公正に活動することができるようにとあるところに、「委員会が自主性を保ちつつ中立・公正に」、つまり委員会がある意味で独立というと、これはまたぎらぎらし過ぎますので、「自主性を保ちつつ中立・公正に活動する」というのを入れると、その委員会の指揮命令権というのを裏から柔らかく表現したようになるのではなかろうかと思しますので、その程度に入れていただければと私は思います。

【遠藤委員長】いろいろのご意見が出て、大変私はそれぞれ考えに考え抜いた末の貴重なご提言だろうとは思いますが、一面また混乱を招きかねない状態になってきたんですが、今のご提言に対する幹事の感想というか、意見がもしあればお述べください。

【小池幹事】どの案もすばらしい案だと思います。

ただ、おそらく制度設計するに当たって、ここでいろいろのご意見が出ましたので、そうすると何か体制をはっきりした方がいいのではないかという、そこが一番ポイントのように思います。

そうすると、例えば準備会の幹事の間で議論しておりましたのは、原案がややぼんやりしているということで、11項をずっと読んでいきまして、「庶務の処理に当たっては」でコンマを入れまして、「その指示、処理に対する体制を明確にするなど」という例示

をつけて、「適切な配慮をするのが適当である」と、適切な配慮の内容を例示しておく
と、それがいいんじゃないかというような議論をいたしました。

趣旨は土方委員、それから宮本委員がおっしゃる趣旨です。こういう体制をどうしてい
くかというのは、また業務量とか、そういう問題もありますけれども、今見通しのつくと
ころでは、こういう設計上の今申し上げました限りでの指針を示していただければ動
けるのではないかと、こんな議論をいたしました次第でございます。

【遠藤委員長】準備会における下打合せの段階では、今、小池幹事がおっしゃったよ
うな議論も出たわけですが、それは中途半端な議論で終わったものですから、原案
のような形で提示させていただいたわけですが、要は大切なのは、漠然とした適切な
配慮ということだけでもどうかと。最高裁や高裁のこれに当たる体制をはっきりさせて
おくということが大事であろうと。

一方、指揮命令というとちょっときついに思われますので、準備会で用意した案も
十分検討するに値する案のように思います。念のため、もう一度申し上げますと、「庶
務の処理に当たって、その指示、処理に関する体制を明確にするなど、適切な配慮
をするのが適当である」と、ちょっと中途半端といえば中途半端というご批判も免れな
いかもしれませんが、今何人かの委員にご発言いただいたことは、裁判所の体制
を名実ともに中立・公正な活動ができるように整えるということを明確にしておくこと
が大事だろうということでございますので、「できるだけこれにふさわしい」というような抽
象的な表現でなく、もう少し踏み込んだ形で、しかも余りぎらぎらすることなくまとめ
るとすれば、ここら辺りに落ち着くような気がしなくもありませんが、いかがでございま
しょうか。

ご異論がないようですので、そういう形で11項は取りまとめさせていただきたいと思
います。

そのほか確認事項が全部で13項まであるんですが、これについて何でもお気づきの
点、結構でございます。

それと、今、竹崎委員からのご提案があって、宮本委員の確認事項(案)2ページの2
の「地域委員会は委員会に対して必要な資料の提供を求めることができる」というの
は、8項として7項の次に入れますかね。順次1項ずつずらしていくという形で取りまと

めさせていただきたいと思います。

そうしますと、確認事項は全部で14項目ということになるわけですが、今まで議論が出ていないことでも何でも結構でございますが、いかがでございましょうか。

【宮廻委員】先ほど戸松委員の方から発言がありましたこの確認事項の位置づけといえますか、これは最終的にどういう形になるのでしょうか。

【遠藤委員長】これは前回の委員会でもご説明いただいたわけですが、念のため、小池幹事からもう一回ご説明いただけますか。

【小池幹事】非常に具体的に申し上げますと、先ほど戸松委員からご指摘がありましたように、これが立ち上がりますと、おそらく委員会の運営に関する細則とか地域委員会に関する細則とかありますが、そういうものをつくる上での指針になると。それから、さらに実際運用していくときに、そういうものがなくても、ここの精神はこうであるという、いわば立法者意思みたいな形で、それに従って迷ったときには判断していくという指針にすると、こういう形になると思います。

【宮廻委員】これは委員会を拘束する力はあると考えていいんですか。

【小池幹事】尊重するということになるんだと思います。

【宮本委員】確認事項の6項で、委員及び地域委員選任に当たったの配慮ですが、これはこれでまことにごもっとも、結構なんですけど、具体的にはどういうことでやるべきなのかということについて、私の意見を申し上げておきたいと思います。国民各層からの意向をなるべく反映するような形で委員の選任を行うというのが基本原則で、そういう意味で多方面の意見というのは、文字どおり市民の各層からの意見が反映できるような委員構成とすることが必要だと思えます。

先ほど戸松委員が、どちらにしても地域委員会の構成が問題だとおっしゃったのは、私もそのとおりだと思います。その点は十分配慮していただきたいと思えます。

【遠藤委員長】あとよろしゅうございますね。

それでは、この問題、つまり下級裁判所裁判官の指名過程に關与する諮問機關の設置に関する規則の制定についてと、こういう諮問をいただいていたわけですが、この諮問事項につきましては、先ほどのこの要綱案どおり確定させていただきまして、あわせて確認事項についても若干の附加修正がございましたが、そのとおり附加修正

させていただきました上で、これを議事録に添付させていただきます、最高裁判所及び新しく立ち上がる委員会の運用に当たって留意していただくことにいたしたいと思っております。

それでは、山崎幹事から、この案件に関する今後の予定について、簡単にご説明願えますか。

【山崎敏充幹事】ただいま当委員会におきまして、答申のご決議をいただきました。ありがとうございます。

今、ご決議いただきました答申につきまして、裁判官会議にご報告させていただきたいと考えております。その後、事務局におきまして、要綱を踏まえまして、規則案を作成いたしまして、これを裁判官会議にかけて、その議決を得て、規則を制定することを予定しております。

【遠藤委員長】それでは、この案件につきましては、この程度で終了することにいたしたいと思えます。

なお、前回の委員会でも既にお知らせしておりますけれども、別の諮問事項があるそうございまして、裁判所の運営について国民の意見等を反映させることを可能とする機関の地方裁判所及び家庭裁判所への設置に関する規則の制定について、この諮問の趣旨について幹事からご説明いただきたいと思います。

【鹿子木幹事】大分お疲れのことと思えますので、手短にご説明をさせていただきます。

お手元に資料目録(裁判所運営の国民参加)という資料をお配りさせていただいております。

まず、参考資料の1をごらんいただきたいと思います。

これは最高裁が平成14年3月20日に定めました司法制度改革推進計画要綱であります。この中におきまして、「裁判所運営の国民参加について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを整備するために、家庭裁判所委員会制度の充実を図るとともに、地方裁判所においてもそれと同様の仕組みを導入することとし、所要の措置を講ずる」としているところであります。

次に、参考資料の2をごらんいただきたいと思います。これは司法制度改革審議会

の意見書でございますけれども、ここにおきましても「家庭裁判所委員会の充実、地方裁判所での同委員会と同様の機関の新設など、裁判所運営について広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである」とされておりまして、これを受けたものであります。

次に、参考資料3を添付しておりますが、これは家庭裁判所委員会の現状をまとめたものでありまして、この後家庭局長の山崎幹事の方からご説明を予定しております。また、政府の司法制度改革推進計画、これは平成14年3月19日に取りまとめられたものであります。参考資料1の下の方に記載をしておりますけれども、ここにおきましても「裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備することに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに所要の措置を講ずる」とされているところであります。

これらを踏まえた具体的な機関の設置根拠となる規則の制定について、このたび諮問をいたし、検討をお願いする次第でございます。

以上でございます。

【遠藤委員長】既に家庭裁判所委員会が動いているわけでございますので、家庭裁判所委員会の現状について、家庭局長の山崎幹事からご説明ください。

【山崎恒幹事】それでは、現行の家庭裁判所委員会についてご説明いたします。参考資料3をごらんいただきたいと思います。

この制度趣旨ですが、家裁委員会は昭和24年1月、家庭裁判所の発足と同時に設けられたものでございまして、家庭裁判所をより国民に身近なものにしようとの趣旨に基づいております。すなわち家庭裁判所は家庭に関する事件を取り扱うものとされておりますが、ご承知のとおり、その中には離婚、子供親権、遺産分割などの家族や親族間の問題にかかわる家事事件と少年の非行などにかかわる少年事件がございます。このような事件を取り扱う家庭裁判所はその運営について、地域社会とのつながりを深め、民意を反映していくことが適当と考えられたことから、全国の家庭裁判所に家庭裁判所委員会が設置されたものでございまして、この家庭裁判所委員会は参考資料4の家庭裁判所委員会規則にのっとりて設置、運営されております。

制度の内容ですが、所掌事務としては、家庭裁判所委員会規則の2条にございますが、家庭裁判所の監督に属し、その諮問に応じて、その家庭裁判所の運営に関して必要な事項を調査、審議し、またこのような事項について建議、意見を述べる事ができるとされております。構成は30人以内の委員により組織され、うち1人が委員長、1人が副委員長となっており、このほかに幹事、書記が置かれております。平成14年4月1日現在では、各家庭裁判所委員会の委員数は平均約21人となっております。委員会を構成する委員については規則の4条にございますが、家庭裁判所の裁判官、検察官、弁護士、地方公共団体の職員、学識経験者の中から選ばれた者となっております。その現状は法曹三者が約3割、それ以外の委員が約7割という比率になっております。法曹三者を除いた委員の職業を見ますと、運用の実情の欄の委員のところに書いてございますが、報道機関、教育機関、医師会、婦人会、商工会議所等の経営者団体、司法書士会等の団体の有識者、地方公共団体の職員などとなっております。最近では、民間の委員及び女性委員の割合がふえる傾向にございます。また、より活発な意見交換を行うために、各機関の長とかの管理職的な方よりも、第一線の実務家、若手の委員がふえる傾向にございます。

そして、ここには部会がございまして、先ほどご説明いたしましたように、家庭裁判所の取り扱う事件が家事事件と少年事件に大別されますので、委員会には家事部会と少年部会を設置し、それぞれの所管事項を分掌しております。そして、家事事件、少年事件のそれぞれの運営について、委員からご意見等を伺っているわけでございます。

審議内容等の実情ですが、審議におきましては家庭裁判所を取り巻く現状を十分にご理解いただいた上で議論をしていただくべく、離婚法、少年法等の家庭裁判所に関係する法律の改正の動向、成年後見のように新たに設けられた制度などについて説明をしたり、各庁における少年非行の動向や家事事件の動向を説明しております。審議内容では、例えば少年の補導を委託できる補導委託先の開拓方法、少年事件の報道のあり方、地域社会との連携方策、家庭裁判所の広報活動一般など、家庭裁判所が抱えている問題について、ご意見を伺っております。また、各委員自身に、機会をとらえての家庭裁判所の広報をお願いしたりもしております。

最近では、この家裁委員会を一層活性化するために種々の工夫が行われております。委員から有益なご意見をいただくには、家庭裁判所に関する手続をよく知っていただく必要があるということから、模擬調停や模擬少年審判を演じ、その後に質疑等を行うといった試みをしているところもございます。また、委員会は年に1回から数回程度の開催でありますので、委員会と委員会との間における情報をも各委員に提供するために、家裁委員会通信とか家裁委員会だよりなどを発行するなどの工夫も行われております。また、多様なテーマを取り上げるために、事前にアンケートを行って意見を聴取するなどの工夫も行われております。

【遠藤委員長】それでは、これらの案件等々についての今後の進め方について、幹事からご説明いただけますか。

【鹿子木幹事】具体的な制度設計につきましては、現在法制的な詰めを行っているところであります。次回の委員会に要綱案を提出させていただいた上でご審議していただきたいというように考えております。また、次回の委員会ではこのほかにも司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定についてご検討いただくということも予定しております。

【遠藤委員長】今の両幹事の説明、報告について、何かご質問があれば承りたいと思っておりますが、特によろしくございましょうか。

下級裁判所の裁判官の指名に関する諮問委員会の立ち上げに関する諮問につきましては、5回にわたって大変中身の濃いご議論を終始いただきまして、本当にありがとうございました。

次の諮問事項については、要綱案が最初から出てくるんですか。

【鹿子木幹事】さようでございます。そのような準備を進めたいと思っております。

【遠藤委員長】それでは来年以降よろしくお願いたします。本当に長時間ありがとうございました。皆さんひとつよいお年をお迎えください。

なお、次回の委員会は既にご確認済みだろうと思いますが、1月31日金曜日、午後2時から当会議室で開催させていただきます。

よろしくお願いたします。

確認事項

1. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「委員会」という。)は、指名候補者を指名することの適否の意見を述べるに当たっては、その理由を付することができるものとする(要綱2-3の「意見」は、適否の意見と理由を含むこと。)
2. 簡易裁判所判事の指名の適否については委員会への諮問の対象としないが、簡易裁判所判事選考委員会について、その委員構成等を委員会に近づける方向で、その改革を図るのが適当である。
3. 最高裁判所は、任官希望者について委員会に諮問する場合、その者に関する資料を委員会に提出するのが適当である。なお、その場合、委員会の審議を実質的なものにするため、最高裁判所がどのような資料を委員会に提出するかについては、委員会の検討と運用に委ねるべきである。
4. 最高裁判所は、指名過程の透明化を増すために、指名候補者を指名しなかったときは、その者の求めに応じて、その理由を明らかにするのが適当である。この際に、最高裁判所は、委員会の意見も併せて明らかにするのが適当である。
5. 委員会の委員11人の構成は、法曹三者5人(裁判官2人、検察官1人、弁護士2人)、学識経験者6人とするのが適当である。
6. 最高裁判所は、学識経験者から委員及び地域委員を選任するに当たり、できるだけ多方面の意見を聴取して適切な選任が行われるように配慮するのが適当である。
7. 委員会は、地域委員会に対し、指名候補者の名簿を提供すべきである。
8. 地域委員会は、委員会に対し、指名候補者についての必要な資料の提供を求めることができるものとする。
9. 地域委員会は、委員会の求めがない場合にも、指名候補者に関する情報を収集することができるものとする。
10. 地域委員会は、5人の地域委員で構成する場合は、法曹三者3人(裁判官、検察官、弁護士各1人)、学識経験者2人とするのが適当である。その地域委員数を増加させる場合にも、この構成比を基本とするよう配慮するのが適当である。

11. 委員会及び地域委員会の活動に関しては、裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮すべきである。
12. 最高裁判所及び各高等裁判所は、委員会及び地域委員会が中立・公正に活動することができるように、庶務の処理に当たって、その指示、処理に関する体制を明確にするなど適切な配慮をするのが適当である。
13. 選任基準、手続、スケジュール等の明示の方法については、「その他委員会の運営に関し必要な事項」として、委員会において、最高裁判所と調整しながら検討すべきである。
14. 要綱に掲げる事項は、最高裁判所規則で定めるのが適当である。